

## 第1回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年3月3日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年3月16日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年3月16日 午後3時20分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

### 欠席議員

なし

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	まちづくり課長	佐伯寛文
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文

- 8.職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

### 1 開議宣告

- 議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員は20名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。
- 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 一般質問

- 議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。
- 毎回申し上げますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問を、また執行部におかれましては、的確な答弁をお願いし、議会の運営と活性化にご協力をいただきますようお願いいたします。
- なお、一般質問は、毎回市民の関心の高い質問でありますので、傍聴の方々もたくさんおいでになります。傍聴席の皆様方にも、傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等につきましては、ご遠慮いただきますようご協力をお願い申し上げます。
- これより順次一般質問を許します。
- 9番議員、河崎徳雄君。
- 9番（河崎徳雄君） おはようございます。本日のトップバッターの9番議員、河崎でございます。体調を壊してですね、まだ舌のほうも完全ではありません。お聞き苦しい点があるかと思いますが、答弁者においてはですね、意をくみ取っていただきまして答弁をお願いいたします。
- まず、通告に従いまして質問しますが、県は復興の三原則、被災者の負担軽減、地域防災能力の向上、産業の復旧や観光の拠点づくりということで、復興基金の活用を始めております。熊本地震復興基金という交付事業を決定しております。その中身はですね、被災者の生活支援とか、地域コミュニティ施設の復旧支援などなどたくさんありますけれども、

まず私が質問いたしますのは、被災宅地の復旧支援事業でございます。被災宅地の復旧事業については、阿蘇市のほうもよその町村と比べますと件数は少のうございますけれども、大がかりな被害もあっているようでございます。そういうことで、まずは宅地復旧で本市も 2 億円の予算を決定しておりますけれども、復旧の進め方で、この資料にもありますけれども、公共事業と復興事業との説明がありますけれども、公共事業についてはですね、今日の熊日新聞にも載っております、連日載っておりますけれども、近隣市町村も公費解体、全額負担ということでございますけれども、阿蘇市の場合には、その公共事業についてはどのような予算措置をするのかと、復興基金事業とありますけれども、復興基金事業の説明、二つの説明をまずはお願いをいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） おはようございます。それでは、今回の熊本地震によります被災宅地の復旧について事業のご説明申し上げたいと思います。

お手元に事前にお配りしておりますが、1 枚もののカラーコピー、被災宅地の復旧方法のイメージを参考にご説明申し上げたいと思います。この資料につきましては、県のほうで現在被災者向けに説明する資料としてリーフレットの作成が行われております。まだ正式に確定しておりませんので、まだ公表されている資料ではございません。一応、取扱注意ということでお願いしたいと思います。その資料から抜粋をしておりますが、概略を申し上げますと、まず公共事業として宅地の復旧ができるメニューがですね、ここに書いてあります A から E まででございます。左側に公共事業として書いておりますが、崖の対策を目的とした急傾斜地崩壊対策事業でありますとかいうのもございますが、今回の場合、宅地の復興に向けましては、A の大規模な盛り土造成事業、あとは E の再度液状化防止事業とかが結構今新聞紙上に載っております、全額公費負担でやるというような形で載っている部分が大体この事業でございます。これは、非常に規模が大きゅうございまして、3,000 m<sup>2</sup>以上の 10 戸以上でありますとか、盛り土の高さが 5m 以上で、かつ 5 戸以上とかですね、非常に規模が大きい部分で、何で公費解体でよそがやるように決めているかという、まとまらないと事業ができないと。要は、自己負担が出てきますと、私は参加しませんということになると事業ができなくて非常に東日本のあたりの復興にも支障があったということで、よその自治体では全額公費でやろうということで決まっているような部分でございます。うちの市町村では、一応この対象になるような箇所は全くございませんで、本来公共事業の取り組みはできないところだったんですが、熊本地震におきましてはですね、この B の部分というのが制度拡充されまして、小規模な盛り土造成事業、2 戸以上の盛り土高 2m 以上の部分ですね、条件がありまして、国道・県道や避難道路などの公共施設に隣接し、被害が発生する恐れがあるもので、今言いました盛り土の高さ 2m 以上、2 戸以上の家屋があるものが補助の対象ということで、制度拡充になりました。補助率につきましても、もともと 3 分の 1 から 4 分の 1 の国庫補助だったものが今回、国庫 2 分の 1 の補助になりまして、起債充当率、交付税算入率も非常に率がいいようなものに制度拡充がされたわけでございます。阿蘇市におきましてはですね、この対象を拡充された中で数件該当する可能性がありますので、現在、熊本県と協議を進め

ておりまして、補助対象となれば平成 29 年度の今度 6 月補正予算あたりにこの事業の予算を計上していこうと考えているところです。恐らく、この事業に該当しない場合と、それ以外の大多数の部分はですね、県が今回制度化しました復興基金による被災宅地復旧支援事業のほうに載せていくような形になりまして、復旧基金を活用した事業の対応ということになると思います。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 今、説明があったとおりでございますけれども、まず阿蘇市のほうで公共工事あたりがもしかしたら 2 件ほど該当するかもしれないということでございますけれども、そうなった場合にはですね、先ほど全額公費負担の意味合いもよく理解しましたけれども、できたらですね、やっぱり負担軽減に公費負担を、市のほうも負担をぜひよろしくお願い申し上げておきます。

それに、今ありましたけれども、この復興基金事業ですね、このことについてお尋ねをいたしますけれども、この内容をもう少し詳しく、復興基金事業の事業の内容とか、対象事業はどんなものかをもう少し詳しくお聞きをいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ご質問の復興基金の事業ですが、お配りしております資料の F の部分でございます。法面や擁壁、液状化再発防止のための地盤改良、住宅基礎の傾斜修復とかいう形ですね。当然、崩れた擁壁の撤去あたりも入りますし、亀裂の復旧とかも対象となります。阿蘇地域で非常に発生しております陥没ですね、陥没の補修も、もう極端に言うところの事業でしか補修ができないと。ほかの公共事業ではまず無理ですので、まずその陥没あたりもこの対象になるというようなことです。

工事につきましては、個人が事業主体となりまして、最大が 1,000 万円までを対象としております。うち 50 万円を超えた分の、その額の 3 分の 2 を補助するというような形になっておりまして、この資料の一番下を書いております、被災地・宅地支援イメージとありますが、工事費が 50 万円の場合はもう全額個人負担と。それから、超える分につきましては 3 分の 2 の補助が出てくるということで、最終的に 1,000 万円の場合は支援額が 633 万円になるというようなイメージになっております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） じゃ、この復興基金事業については、公共事業じゃなくて個人が事業を依頼するわけですかね。そのようになるとは思いますけれども、担当のほうからちょっと聞いておりますけれども、この復興基金の工事費の最低の 50 万円の基準ですね、これが市長ほうも県につよく要望されているらしいけれども、県下全体ではやっぱり 50 万円が基礎になっているようですけれども、できたら再度、阿蘇市あたりも強く要望してですね、50 万円の枠を 30 万円とか 40 万円に下げてもらおうと、この事業の対象者も非常に助かるんじゃないかなと思うので、その点についてお伺いをいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 一応、この制度につきましては、制度が発表になった時点で 50

万円というのが決まっております、私どもからするとなるべくその額を引き下げたいだけだとは思っております。県の会議の中でもですね、市長からも要望を出していただいております、その後の県の対応というのも、私どももまだ聞いておりませんので、この後の状況を見ながらですね、また必要があればそういう部分で要望を重ねていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） ぜひ50万円の基準が下がるようにですね、お願いをいたします。

そういう中ですけれども、この事業については、大きく壊れたところなんか、関心がある住民の方もおられますけれども、私も道路を歩いてみるとですね、住民の方も全く関心のない方もおられるようでございます。そういうところで、この事業内容とか、その制度要領あたりの周知の仕方ですね、周知の仕方、近隣市町村、熊本市あたりを含めて説明会とか相談会を開いておりますけれども、阿蘇市の場合にはどのようにして被災者に周知を図るのかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おはようございます。ただ今の質問にお答えをいたします。

被災者の周知のことについてでございますけれども、お知らせ端末、それと広報阿蘇、そのほか被災者向けのパンフレット配布などを予定しております。これに加えて、各区長さんに協力をお願いいたしまして、情報提供、それと回覧などを活用し漏れがないように周知を図っていきたくと考えております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今の課長の説明だと、相談会とか説明会は準備してないようですが、要はですね、周知をして、その被災者にこの事業の内容が届くことが一番だろうと思っております。なかなかですね、それは十人十色で非常に感心のある住民の方もおられますし、壊れとつても無放置の人もおられます。できるだけこの事業を活用してですね、復旧するといいなと思っておりますので、さらなる周知徹底をしていただき、必要があればやっぱり相談会あたりも、相談会といいますかね、相談会あたりもするといいなと思っておりますので、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 相談・説明会についてでございますけれども、擁壁等の崩壊、宅地陥没、地割れや地盤改良、このほか前例のないケースなど、被災状況が様々でございます。個々の相談には時間を要することが想定されますので、当面は担当となります住環境課、建設課の窓口で、随時対応させていただきたいと考えておりますが、状況を見まして相談会等は検討したいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） この復興基金事業がですね、被災者に十分周知されて取り組まれるといいなと思っております。そういうことで、当初申し上げたように2億円予算が計上してあります。もとも足らんごとなったときには、補正でもまた計上してですね、被災者に十分

に周知をしていただきたいと思います。

続きまして、被災宅地はこれで終わりますけれども、農業関係のほうで、農地の自力復旧支援事業というのがありますけれども、宅地支援事業では今説明があったとおりですけれども、この農地の復旧事業について、こういう事業内容とどういのが対象になるかを説明していただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） おはようございます。

それでは、農地の復旧の復興基金の説明をいたします。農家の自力復旧支援ということで、今回、復興基金で支援をいただきます。中身につきましては、農業の維持を図るために営農の基盤である被災した農地を農家自らが復旧をするための経費を支援するというので、その経費として作業、機械借上料、オペレーター賃金、材料費運搬、燃料、その他ということで、ある程度すべての形で支援の対象となりますが、補助率が2分の1です。あくまでも補助の対象とならない事業費40万円以下の事業ですので、当然最高20万円の事業となります。これについては、連続した一連の被災以外は、それぞれの箇所で、それぞれで対応ができます。それから、人件費としては農家自らがやった分についても、自分の人夫賃についても対象となるということでございます。それから、遡及して4月14日から適用するというのでございます。これに対して、じゃ阿蘇市でどうやるかということですが、阿蘇市はご存知のとおりリース事業でこの単独事業をやっています。リース事業については、機械借上料だけを行政が見るということでやってきましたので、それぞれ農家によっては半分以下の人もおれば、もう事業費の半分以上を機械借上料ということでもらっている方もおります。そういった中で、じゃこれをどういうふうに移行するかということで、基本的にはせつかくこの復興基金を活用しようということですので、リース事業をこの復興基金に置き換えてやっていきたいと思っております。そういうことで、リース事業が安かった場合は、この事業を適用して不足分をお支払いするということとなりますが、今回、3月補正、それから当初も含んでおりませんが、要綱を今からつからなくちゃいけません。なぜかといいますと、リース事業はもう既に交付決定をして、支払いも済んでいるところもかなりあります。それを、じゃこの基金に載せるということであれば、一回そのリース事業の部分を全部返してもらおうとかですね、いろんな決まり事があります。そういうことがありますので、きちんと要綱を決めて、手間を省くと。要は、今払った分はそのままして、あとこの基金で有意な部分をお支払いするというような要綱をまたつくってやっていきたいということで、今、県と協議をしていますので、最終的には農家のためになるような復興基金の使い方をしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、説明がありましたけれども、要は40万円以下、俗にいう小災害ですね、本市においてはリース事業ということで関わっておりますけれども、農地の災害復旧が主だろうと思っております。水路等については、もういつも農政課からも聞きます、土地改良からも聞きますけれども、多面的機能で活用してくれということでございますけれども

も、今、リース事業との関わり合いは言われましたけれども、ちょっと触れられたと思えますけれども、中山間地事業のこの前総会が、役員会がございました。その中でですね、災害復旧絡みが中山間地の金でいつもよりも500万円以上プラスして計上してあります。できたら、やっぱりそのあたりの中山間地事業で取り扱っている排水あたりをこの事業に持ってきてですね、中山間地事業はまた本来の事業あたりを使うといいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか、その付近は。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） あくまでも基金は農地なものですから、先ほども言いましたように、用水路とかですね、そういう施設については多面的機能でということで対象になっておりません。また中山間については、当初からですね、やはり農家の一番有意な方法でやっていただきたいということですので、リース事業よりも中山間でやって2分の1もらったほうが有意といったときには、私たちも中山間をお勧めします。やっぱり農家の方が一番メリットがあるようにやっています。その中で、じゃ、中山間の事業って、そもそも1月から12月まで使ってしまうなきゃいけないという基本的なことがあります。既に中山間については、もう湧水の暗渠排水が主ですけど、既にもうやって、支払って、決算までして、中山間事業をやっていますので、これを、じゃもう一回戻してですね、復興基金で置き換えるというのはちょっと厳しいと思っておりますが、今、県と協議はしております。ちょっとそこはしばらくお待ちをいただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） この農家の自力復旧支援事業については、私の聞くところによると県下で9町村がもう活用しております。阿蘇市は、今、説明がありましたように、平成29年度で農家に有利のほうに取り入れようかという計画があるようでございますけれども、ぜひですね、この事業に取り組んでいただきまして、農家の負担軽減を図っていただきたいと思えます。

これで、農政課については終わりますけれども、もう一つですね、農政課じゃありません。土木のほうでちょっと忘れておりましたけれども、この事業は既に工事が、自力で復旧しているところはどうか。これを土木のほうに、またお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） すみません、私の説明で漏れておりました。実際、既に復旧を終えた宅地にもですね、県で定めます事業の要件を満たすものについては遡及できることとなっておりますので、早々ともう石垣の復旧あたりをされたところについても周知を図りながら、この事業で助成金が出せるようにやっていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） また農政課に戻りますけれども、次に、今、自力復旧事業についてはですね、事業ができたときにはよくまた周知を図りまして、ぜひ農家の負担軽減を図っていただきたいと思えますけれども、続きまして農業関係ですけれども、噴火・噴石についてでございますけれども、よく調査被害状況とか、我々も報告を受けておりますけれども、先

の火山灰のときはですね、3 戸以上共同で洗浄機ですかね、あれあたりの導入を図りましたけれども、従来からすればですよ、やっぱり阿蘇市の農業というのは火山灰で農業の再建というか、復興ができたんじゃないかならうかと思っております。そういう中で、一の宮、坂梨、宮地地区を中心にですね、噴火・噴石については、花卉農家にしても、イチゴ農家にしても、トマト農家にしても、甚大なる被害があっております。甚大なる被害でですね、施設のビニールハウス等も破損しております。従来ならば、私も農業団体におりましたけれども、従来ならですね、必ず何らかの復興支援が、過去の例を見ればあったと思います、この災害についてはですね。しかし今回については、農家からも聞きます、被害調査はあったけど、何か支援措置はあるのかということをお聞きしますので、どのようになるかをお聞きいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今回の質問ですけど、ヨナの対策につきましては、以前の平成 26 年の 11 月の降灰で洗浄機を買ったり、あるいは通常の国の事業に則ってですね、ハウスの 10%減収に伴うハウスの導入とか、いろんなことをやってきたつもりでございます。今回のヨナにつきましては、当初から当然要望してですね、県とかに要望をしておりましたが、結果として県からの支援メニューはありません。今までの経過として、今回は特にハウスのビニールに穴が開いたりとかですね、ヨナがかぶって、これが非常にこう粘りけがあってですね、元に戻らない、洗っても戻らないという結果がありましたので、共済のほうに市も、国会議員の方々もご尽力いただきまして、特例でですね、保険をいただきました。これにつきましては、対象者が 98 名で、約 5,200 万円ほどの共済金が払われたということで、農家の方々大変喜んでおられると思います。これは、特例なものですから、本年限りかもしれませんけど、そういった形で通常共済ではならなかった分を対応していただいたということは言えるかと思っております。

それから、そのほかについては、酸性が強かったということで苦土石灰を散布するような自体になっていましたけど、どうしても県のメニューはあるんですけど、これが 10 a 当たり 1,000 円以上ないといけないという既定があってですね、なかなかあてはまらないということですけど、最近になってやっぱり農家の方々が麦を植えてですね、麦は全然枯れてしまった、ヨナのせいで枯れてしまったという現実が出てきたものですから、農家からの問い合わせが多くなったものですから、今、県と協議をさせていただいております。こういう 1,000 kmの基準をちょっと緩和していただいて、駆除・石灰の補助としていただきたいと思います。ただ、これについては、県の要綱からいいますと県が 3分の 1、市が 3分の 1 の負担で支援をするという規定がありますので、その辺も考慮しながらちょっと今後、検討していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） ここ十数年来の農業の振興の中で、こういう噴火対策についてもですね、いろいろ石灰等の散布あたりも過去 2 回ぐらいふったと思います。今回の事業に対してはですね、要望に対しては、私は農協にも 3 回ほど行きました、営農課長にお会いしてですね。行政と連携を深めて、強く県あたりをお願いに行かんかということをお聞きし

たけれども、私から見れば、農協あたりも動いておりません。被害調査はいたしましたけれどもですね。今後、このような自体が生じたときは、さらにやっぱり農業団体、関係団体とですね、連携を深めて、こういう災害復旧とか農業振興あたりに頑張っていただきたいと思っております。私から言えば、いまいち力が足りなかったんじゃないかならうかと思っております。そういうことで、今後もしそういうことが出たならですね、今、共済組合のここの特例を言われましたけれども、それも部分的には評価いたしますけれども、共済はあくまでも事故的な保険でございます。保険を制度の枠を超えてということで、それは部分的には評価いたしますけれども、全体的にはですね、やっぱり行政と農業団体がもうちょっと連携を深めてやれば、過去の事例から見ればですね、何らか今より手厚い措置ができたと思は、またできると思っております。そういうことで、よろしく今後お願いいたします、農業関係、農政課関係の質問は終わります。

続きまして、いこいの村になっておりますけれども、いこいの村についてはですね、全協でたびたび聞いておりますけれども、なかなか私も理解しにくいところがあります。現状をですね、弁護士と協議中と聞いておりますけれども、全協でもお話がありましたけれども、この場で正式に弁護士と協議となっておりますけれども、協議の焦点は何なのか、協議の結果はどうなっているのかを、まずはお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えいたします。

阿蘇いこいの村の状況につきましては、地震の影響等によります営業再開の困難と、また地震に伴います経営環境の情勢を事由に合意解約の申し入れ事項についてご説明いたしました。それから、先般の全協のほうでですね、現在の契約条項に基づきます契約の解約、それから賃料の支払いにつきまして、顧問弁護士を通じて先方の代理人に通告、それから催告をしている旨をご説明させていただいたところでございます。ご質問の協議の内容でございますけれども、2月27日付けで先方の代理人のほうに今回の通告、催告を行っているところでございます。中身につきましては、施設内、いこいの村一帯の原状復旧、それから合意解約日を設定いたしまして、当該年、平成28年度の未払い分の賃料の請求等々を盛り込みまして通告をさせていただいているところでございます。2月27日付けで行っておりますけれども、先方のほうから何ら現在まで回答はないような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、協議の内容が2月27日に催告というようなことでございますけれども、今課長から説明があったようにですね、地震の影響は確かにその後はあります。しかし、契約当時から見ればですね、何ら約束事項、私から見れば履行しておりません。そういうことで、このような催告ぐらいでいいんですかね。もうちょっと強い措置の方法を採るのも一つの方法だろうと思っております。今、解約の協議なんですけれども、まずは、私もこの前行ってみました。テニスコート周りの観覧席の盛り土ですね、それについてのこの協定書・契約書においては、現状復旧についてはどのようになっているんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございますけれども、土地建物賃貸借契約、平成 25 年に締結をいたしております。同じく協定書を適用させていただいておりますけれども、条項からいたしますと、原形復旧という条項については、契約書、それから協定の中では盛り込んでいないような状況でございます。従いまして、契約書中の第 21 条にあたります、契約に定めのない事項について、甲乙協議の上、解決するという条項がございます。それと、テニスコート周辺につきましては、芝生観覧席という目的で土地形状の変更について申し出があって、それに対して条件を付けて回答いたしておりますけれども、その条件の中身といたしましても、市のほうが原形復旧を求める場合については、速やかに原状に復旧する旨の条件を付しているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） じゃ、今までの質問と答えで理解をしているのは、2 月 27 日に催告をして、合意解約も含んで協議中ということでもいいんですかね。そういうことで、今のところ、私はこの前、外から眺めてみましたけれども、鍵あたりはやっぱりまだ相手方が持っているわけですかね。鍵なんかは。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 施設の施錠関係については、先方のほうが現在まで管理をされております。施設内部につきましては先方の所有する備品等もございませう関係上、現在は、鍵については先方のほうに管理をいただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） いこいの村の、再三、これ一般質問の中で備品の問題について私が質問しております。備品については、営業再開に必要な備品は処分しておりませんという答えを明確にいただいておりますけれども、どのような備品があるかをですね、まず、備品台帳、資産台帳と申しますか、備品台帳あたりと確認はできておるか、まずはお尋ねいたします。営業再開に必要な備品は、どのようなものがあるのかを、確認しているのかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 備品類につきましては、平成 25 年の経営移譲に旧いこいの村財団のほうから先方のほうに売買によって所有権が移っております。現在は、先方の管理法人のほうで備品台帳を定められていると思っておりますけれども、その営業再開に対する備品の確保といったものについては、現在まで協議は行ってない状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） これは、課長が一般質問で、間違いなく議事録にも載っておりますけれども、営業再開に必要な備品は処分しておりませんという明確な答弁をいただいておりますので、ぜひですね、備品台帳あたりを含めて確認をしていただきたいと思います。

それと、関連ですけれども、平成 29 年度予算です、収入は 1,000 万円計上してあります。この 1,000 万円の計画です、これはどのようなことから 1,000 万円が計上されている

のかをお尋ねいたします。今は合意解約で2月27日に催告を出したと、阿蘇市の要望が100%通るということについて、1,000万円が計上してあるのかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の質問の前にですね、全体のご質問について追加してご答弁をさせていただきます。備品の鍵については、先ほど申しましたとおり、備品台帳とその都度チェックはいたしてございませぬけれども、営業再開に最低限必要な分については、目視で施設内を確認させていただいているところでございます。

ただ今のご質問でございます。1,000万円の平成29年度の予算措置の施設の賃料という計上でございますけれども、こちらについては、先方の管理法人等の間については、合意解約については現在協議を行っている関係上、新年度、平成29年度についてはですね、仮に合意解約が整った際に、新年度新たに貸付法人が実際にできた場合を想定いたしまして、1,000万円を賃料という形で歳入で計上させていただいたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） ただ今、新たな契約者という言葉が出ましたけれども、今後についてはですね、大体どのような方向でいくのかをお尋ねいたします。契約の相手方のアグリスクエアさんですか、あれもはな阿蘇美も解約になるようでございますけれども、その株主のところがいこいの村を経営されておりますけれども、経営されたといっても、経営は今までされたことはありませんけれども、どのような計画が今後あるのかをですね、行政はあるのかをまずはお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。今後の方針、方向性といったものでございますけれども、当施設に関します諸課題、今後の方針等につきまして、現在、いこいの村に関します管理運営検討委員会なる組織を設置しまして、検討をいただいているところでございます。こういった委員会で継続して協議を行い、ご意見をいただきながら、当施設の活用方法などにつきまして、今後のあり方につきましてを検討してまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） ただ今、検討委員会ということがありましたけれども、できたらですね、検討委員会のも公開のほうでやっていただきたいと思います。といいますのも、このいこいの村の選定については、選定委員会が選定を決めました。そのとき、今振り返ってみるとですね、3つの約束事項があったと思いますけれども、それが何ら履行されんで現在に至っているわけです。選定委員会の私は責任もあるし、この検討委員会あたりもですね、やっぱり公開の場でやらなければ、何か不透明と申しますか、不誠実なところが私はあると思います。責任は誰にあるかということですが、もしもなった場合には、責任はどなたにあるわけですか。私は、貸した責任もあるとじゃなかろうかと。弁護士と協議をしているのは、どちらにそういう責任があるかという弁護士の仲介じゃないと思っております。以前、私は阿蘇市が提訴でもしたらどうかということですが、相手方について、市も責任が

あると思いますけれども、提訴というのは考えておりませんか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 先ほど申しましたとおり、代理人であります弁護士間で法的対応を取ってございますので、そちらの状況を今後見守ってまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 法的なことをしていると今言われましたけれども、どのような申し出ですが、合意解約とか、金を支払えとかじゃなくて、ほかのことについてですね、こういういこの村が改廃したことについて、どのようなことを弁護士には行政は申し入れているんですか。もう弁護士 100%任せですか。どのように、阿蘇市は弁護士に要望しているのかを、まずはお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 顧問弁護士に対します依頼内容については、先ほど申しましたとおりでございます。当初契約書、それから協定書に基づいて事業を実施するというふうな提案でございましたけれども、こちらのほうもですね、元来からご説明いたしております、地震の影響でございますとか、新たな事業展開の断念といったものをご説明してきたところでございます。そういった中で、相手方に 100%責任があるかといった場合はですね、やはりなかなかそういうものが難しいところがございますので、現在は顧問弁護士を通じまして、円満な合意解約に向けて、市の条件も十二分に盛り込みながらやっているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） いこの村問題についてはですね、はな阿蘇美同様、市民は非常に関心があります。そういうことで、我々議員もですね、批判をされます。そういうことで、もう長い間ですね、こういう状況になっておりますけれども、早いうちに結論を出していただきたいと思います。やっぱり物品販売はもちろんですけども、雇用も失っております。雇用を維持拡大するためにも、いこの村あたりの再開は必要だろうかとも思っておりますのでですね、早いうちに、いつまでも、何年とかかるよりもですね、もう早いうちに、今弁護士あたりを入れていくと言われましたけれども、逆に市から提訴あたりをしてですね、早く結論が出ますように。またそれと同時に、関連はありませんけど、はな阿蘇美のほうについても、いい方向付けができてですね、市が明るくなるような、こういう復興で厳しいときですけども、そういういこの村、はな阿蘇美についてもお客が来るような施設に早くなるといいなと思っておりますので、私からみればですね、本当に行政は、市は不誠実です。そういうことで、ぜひよろしく願い申し上げまして、終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君の一般質問が終わりました。

続きまして、18番、田中則次君の一般質問を許します。

田中則次君。

○18番（田中則次君） 18番、田中でございます。質問に入ります前に、今回、4選を果たされました佐藤市長にお喜びを申し上げます。おめでとうございます。本来ですと、4選を果たされました佐藤市長に復興・復旧に対する質問をしたいところでございますが、今回は通告に従いまして財政状況と今後の見通しということで質問させていただきます。

我々議員は、全協、議会を通して、その都度、財政については説明を受けてきたところでございます。それでは、なぜ今ごろ聞かにかいかんかと思われるかもしれませんが、選挙前、選挙期間中を通してですね、市民の方々から、阿蘇市の財政は大丈夫かという声ですね、不信・不安の声が非常に聞かれました。要因はですね、選挙前、選挙期間中を通して配布された、最初は後援会討議資料、2回目は候補者名の入った討議資料、3回目は市議会市政報告として5名の議員が名前を記された資料で、ほぼいづれも予算上の起債残高である295億円、対比するかのように夕張市は350億円で破綻という話でございました。平成28年度一般会計では、先日、起債残高の説明がありましたように195億2,000万円、一般会計ですね。その他、上水道、下水道、病院会計等々、合計はいくらになるか、見通しについてお答え願いたい。財政課長、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

一般会計、それと水道会計、下水道会計、病院会計、すべて合わせまして、あくまでも平成28年度の借り入れ見込みですが274億円というような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 阿蘇市の市債と夕張市の債務353億円の意味の違い、これを正しく説明してください。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） まず、一番大きく違うのはですね、夕張の350億円と阿蘇市の市債の295億円自体を比較することが間違いです。夕張市の350億円というのは赤字額です。赤字額については、阿蘇市は0です。ありません。夕張市は、350億円の赤字と、もちろん二百数十億円の起債の残高もございます。その起債の残高と阿蘇市の295億円を比較することは問題ないと思いますが、まずもって350億円との比較がですね、これも全然間違いでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 今、課長が言われたとおりだというような私も認識しますが、その295億円が強調され、交付税算入についても、あたかも未確定費と、不透明であると記載されていまして。皆さん方、議会の毎年出ておられますが、説明も受けております。今年まで、私も先ほどの報告を受けた中でですね、一般会計においては70%以上の交付税算入があっていることは、議会人としては当然認識しておられるというのは十分だと思います。そういうような中でですね、あえてそこら辺を、何か不透明であるということでございます。一般会計については、73%、74%の交付税算入がっております。その他、平均したときにどのぐらいの算入がっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） この議会の全員協議会の冒頭で見込みという形で一般会計を例にして、起債残高 195 億円程度になると。そのうち 76.3%は交付税措置がありますので、その残が阿蘇市が自力で借金を返す分でございます。それと、下水道につきましては約 50%を少し切るぐらいの交付税措置があります。水道はですね、上水道の分はございません。簡易水道、波野の分につきましては 95%交付税措置があります。それと病院につきまして、病院約 35 億円ほどの起債がありますが、起債の元利償還金の 2 分の 1 が交付税措置で、阿蘇市の一般会計に入ってきますので、それを繰り出すという形ですので、阿蘇市の一般財源から繰り出すというわけじゃないです。そういう各々の交付税措置がありますので、基本的に阿蘇市の自力で返す借金というのは平成 28 年度は 27 年度より 2 億円減少という状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 次にですね、夕張市が破綻した後に国が定めた健全化判断比率に基づき、市の財政指標、例えば実質公債費率とか、4 項目の国の指標ということで出されておると思います。市の財政がどのような位置にあるのか、4 項目においてですね、安全であるとか、数的に表せるものがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 毎年決算において、監査委員、それと市長のほう地域に出向いての市政報告会、4 指標についてはご報告をさせていただいております。

まず、実質赤字比率と連結赤字比率、これは 0 です。片や夕張市はですね、これが 700 とか 800 とかいう数字です。財政破綻する基準はですね、20%です。それに対して、もう 700 とか 800 というパーセントの数字です。それと、実質公債比率、これは阿蘇市が平成 27 年度で 7.9%、これに対しまして夕張市は 40%を超えていました。これは 35%を超えたら倒産です、財政破綻です。それと、将来負担比率ですね、これは阿蘇市の一般会計、企業会計も含めて、それと阿蘇広域とか、そういう阿蘇市が負担する部分も含めた形なんです、毎年度若干の数値は移動しますが、阿蘇市が昨年度 100%、これは 350%を超えたら黄色信号なんです、夕張市が破綻したときは 1,000 を超えています。従いまして、ちょっと次元が違います。監査委員さんと言われるとおり、現在の阿蘇市の財政状況については、この 4 指標を見る限り健全であるという言葉も出ておりますし、また平成 24 年の水害、それと今回の地震についてはですね、市長をはじめ議会のほうも、また関係団体も要望いただいております、通常の補助率について 10%、20%上乘せがっておりますので、財政負担、市の負担というのは実質相当少なくなっております。確かに私も不安視しましたが、そういうところを踏まえて、平成 29 年度、30 年度、一定の見通しは立っておりますので、その辺はご心配は要らないと思っております。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 今までですね、課長の説明を聞いてみますと、以前から聞いておりますけど、取り立てて市民の不安、不信をですね、今回の選挙期間中に陥れるような、市の

不安をあおるような文書が配布されたことに、非常に私は、一市民であつたり、議会に参加しておるものとしてですね、非常に腹が立つわけですね。ですから、今後やっぱり、よりわかりやすく皆さん方にその辺は説明していただきたいと思います。恐らくですね、恐らくと言うより、本市のみならずですね、地方自治体は昔から3割自治とかいろいろ言われてきました。しかし、今日ですね、需用費だとか、交付税の拡大、予期せぬ災害等とですね、非常に本市も当初予算から予算が増大しております。そうしたことで、中でも市民の安心・安全を考えると、やっぱり地方自治体はそういうような起債とか国の補助を受けていかないと、市民の安心・安全につながらないわけですね。そのようなことも予算審議の中ですべての議会で審議をしてきた。誰一人として予算審議の中で、予算項目の中で、起債があるからそれはだめだぞと言った人いませんよ。それが、なぜ起債の額が、夕張市の、先ほど課長が言われますように赤字と匹敵してくるのかと。そういうようなことがですね、市民の不信・不安を抱かせる。非常に残念でならないところでございます。市長はじめですね、これから行政の方々、大変でございますが、30年から償還があります。そういうような中で償還が始まりますが、そういうようなものを、メニューを見通しながら、補助金の額とか、補助の額とか、そういうようなメニューを見ながら、よりよい選択肢をしていただきたい。そのようなことを思いまして、34年からの償還が始まります。先ほど課長、あまり心配しておられないということでしたが、平成30年以降の我が市のあり方、ありようというものに対して答弁を願えればと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 安心はしておりますと答弁をいたしました。常に危機感を持っています。借金というのは、もちろん返さなければなりません。交付税措置があります、有利な措置があります、国のほうからその分が来ます。しかし、借金は返す。その中でですね、市税がやはり若干落ち込みます、震災の影響を受けました。それと、ここ数年は経済のほうも若干落ちますので、そういう面で阿蘇市の歳入のほう若干減ってくる。それに伴って借金の返済が増えてくるところもありますので、そういうところは十分ですね、中期的な計画を立てた上で、常に危機感を持ちながらですね、慎重に財政運営についてはあたっていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 今、課長が言われましたが、我々議会としてもですね、行政もそうでしょうけど、市民の方々につまびらかにやっぱり阿蘇市の現状ということは示していかないと、要求は来ますよ、何してくれ、かにしてくれ。片一方では市債が増えるじゃないかと。そういうようなばかげた話をされます。やっぱりぴっしりですね、行政としても言えるところは言っていたきたい。我々も市民の方々に、そんな無茶なことを言うなというような話もします。だから、やっぱり身の丈にあったというよりは、誰でも安心・安全で快適な暮らしをしたいんですよ。そういうようなことを含めて、やっぱり議会人である我々行政の皆さん方もですね、市民の方々にその辺の理解度を求めてやっていただきたいというように思いまして、財政に関しての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、もう1点質問をいたしておりました。情報化時代における社会環境についてということで質問しておりましたが、これも選挙期間中のことで、教育長、教育課長、ご存知ではないかもしれませんが、ブログにですね、いろんな書き込みがあります。実名を上げ、もうそのあること、ないこと。議員も4名ぐらい書かれたと思いますよ、私も含めてですね。その中でも、金銭の授受とかですね、呼びつけて権力を振りかざしてやったとか、そういうようなブログの書き込みがございます。これが、大人、誰かわからないですよ、大方検討はついていますけど、誰かわかりません。名前入れて書いてくれれば幸いなんですけど、名前がありませんからわかりませんが、これがですね、学校教育、今、ネット社会の中でですね、子どもたちもいろんな、ラインだとかいろいろすると思います。そういうような中で、子どもたちがやっぱりこういうようなものに携わっていないんだろうか。いじめとかですね。ある人が、言うならば告げ口した。それがネットで流れる。子どもたちに嫌な思いをさせて不登校になる、引きこもりになる。そういうような状況が子どもたちに対する影響が今起こっていないか。そういうようなことも学校教育の中で起こっていないだろうかということで心配をするところがございますが、教育課長、どうですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） おはようございます。ただ今の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員、おっしゃられるとおり、情報化の時代を迎えまして、家庭ではタブレットやパソコンを利用する機会も増えまして、携帯電話を持つ児童生徒も増加している状況でございます。学校においても総合的な学習の時間等でパソコンの基本的な操作、それから表計算、ワードプロセッサの使い方などを学習するとともに、学級活動や技術科の時間でインターネットの利用について、危険性、あるいは被害者・加害者にならないように指導を行っているところでございます。

今回、SNSが教育に及ぼす影響についてということでございますけれども、今SNSの機能が非常に多様化しておりまして、ご存知のとおりフェイスブック、あるいはツイッターとかですね、ブログ、あるいは掲示板、いろんな種類がございます。中に個人情報を公開しているという事例がございますので、世界中にそういった情報が蔓延をしているというふうなことで、その情報によっていじめにつながったり、あるいは詐欺団体に悪用されているような事例も新聞等々では情報が入るところでございますけれども、市内の学校では、そういうネットブログ等、SNSの利用によって大きな問題があったという報告は現在のところあっておりません。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 教育課長に大人社会の中を子ども社会に例えて大変申し訳ないと思います。幸いにしてそういうようなことがあってないということでございますから、喜ばしいことではないかと思えます。

阿蘇市は、悪いことに、阿蘇市というのは極端な話、阿蘇市だけかもしれませんが、私にはよそであまり聞きませんが、非常に選挙前になるとそういうようなことばかり書いてあ

る。本当ですよ。もう本当、よその人から言われるんです。阿蘇市っちゃ、あげなことが多  
いなという話であります。やっぱりこれは大人です。大人の社会。やっぱりそういうような  
ことが子どもに悪影響を与えるといかんということで、あえて教育課長のほうにそういうお  
話ししたわけですが、昔はですね、皆さん方、紳士だからわからないかもしれませんが、  
被社会的な人間といいますと、その暴力団ですか、告げ口のことをチンコロといってさげす  
まれよったですよ。そういったことがですね、今の人たちはさげすむとかそこら辺の言葉  
になると非常に人権だとかいろいろな問題で言うけど、当時はそういうようなことが反社会  
的なものであって、これが正しいものであるというような表現につながっていたわけですね。  
ところが、ここにきて何もかにも一緒になつとる。その辺はですね、やっぱり大人社会がそ  
ういうようなことをつくっていくといかんと思うし、言論の自由がわからんと。言論の自由  
というのはですね、やっぱり人を陥れたりですね、そういうような話じゃなくて、思想発想  
はですね、そら皆さん方ですね、右と左、それは言論の自由でよかったです。しかし、人を陥  
れるやら、数字的に人を擲擲するとか、そういうようなことは非常に不愉快先晩だと私は思  
う。そういうようなことをやっぱりみんな、行政がこげな話で議会の中で話すのはどうかと  
思いますが、やっぱり教育の中でもですね、そういうようなやっぱり言論の自由についても、  
やっぱり正しいことは言論の自由がある、思想は自由である。しかし、言論の自由はですね、  
限られてくるものである。やっぱり正しいことはですね、言論の自由につなげてもいいけど、  
人を擲擲するような言論の自由は私はどうかと思いますので、その辺を教育課長、教育委員  
会なりにお示しいただいて、そういうようなことが学校生活の中で充滿しないように指導を  
よろしくお願ひしたいと思ひますが。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 人権教育を学校教育の中でも中心に添えて取り組んでいるとこ  
ろでございます。特にこういうネット社会の中で、一度写真とか書き込みをすれば消えませ  
ん。悪用されると時には児童生徒を巻き込むということがありますので、学校では児童生徒  
にその利用方法、危険性について指導しております。しかし、スマートフォンやタブレット  
の使用については、その機材を買い与える保護者の方々にも周知啓発に取り組んでいるとこ  
ろです。保護者の考え方によるところが大きいということで、携帯電話やインターネットの  
危険性について、保護者会で講演会をしたりですね、当然これも人権教育を含めて取り組ん  
でおりますし、悪影響を及ぼすような、有料サイトにつながらないようなフィルタリングを  
掛けていただくようなことも取り組んでおります。今後も引き続き、人権教育と併せて、児  
童生徒が事件に巻き込まれることや被害者、加害者とならないように、各学校を通じて指導・  
啓発に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 以上、よろしくご指導をお願い申し上げます。財政については、同  
僚の高宮議員も質問しておるようでございますので、これで終わりたいと思ひます。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君の一般質問が終了しました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。なお、11時20分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番議員、園田でございます。通告書に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。お昼前ですので、12時前にはきちんと終わるように質問を続けていきます。

それでは、1番目の質問に入らせていただきます。先ほど来、復興基金の話が出ておりますが、この一時配分の概略をお聞かせ願えますか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今のご質問にお答えいたします。

復興基金、約520億円県のほうに来ておりますが、それを今のところ、平成28年度と29年度で県のほうが137億円ほど予算化をしております。一時配分、2月の下旬ぐらいに一度あっています。随時予算化をしていくというパターンなんですけど、基本的に各市町村にどういふ部分がありますかというのを県のほうから要望調査といいますか、というのが上がってまいります。それと県のほうで事業を、こういう部分について該当するというのを特定する部分もございます。いわゆる市町村で行う部分、県で行う部分というふうに二つに分かれております。先ほど、農政課長、建設課長が答えた部分にもちょっと重複しますが、今、阿蘇市としてはいろいろなメニューを県のほうに上げております。それについて、詳細に要綱等の調整をしているところです。該当するか、どうか。該当するのであれば、それに対して要綱を定める。それに基づいて、阿蘇市はこれだけの事業を配分しますよと、そういう形でまた住民への周知という形になってくると思います。なお、これはですね、平成28年の3月までにしなきゃいけないとか、29年度のこの時期までというのじゃないです。数年間の事業ではありますが、ただあくまでも復興基金ですので、いつまでもいつまでも引っぱるわけにはいきませんので、できるだけ早くですね、執行していくという形は阿蘇市のほうも県のほうには要望をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） じゃ、本格的にもちろん事業に移るのは、もう新年度になってからということになりますよね。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） はい。阿蘇市においてはですね、今、宅地の部分、2億円ぐらい平成29年度予算で上げておりますが、これも先ほど話があったように、果たして2億円で

足りるのかどうか。申請が多くて、該当する人が多ければ、もちろん2億円、3億円、4億円という形で要望していく。それ以外に農地の関係、農業の関係、それ神社とか、公民館とか、コミュニティ施設とか、いろいろあります。そういう部分も出てくると思いますので、6月の補正予算に向けてですね、県のほうに申請をして、詳細な内容まで詰めていきたい。

それと、先ほど若干触れましたが、この事業についてはすべて遡及ができます。自分たちでやった分に対しても対象になりますので、そういう部分についても十分周知をしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 財政課長、ありがとうございます。今度の震災で、数はあまり上がってないと思うんですけども、住宅再建のほうで二重ローンを抱えて非常に困っているという話も聞いておりますが、執行部のほうで何かそういう相談があっていますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えをいたします。

二重ローンについての阿蘇市への相談の件数ということでございますが、熊本地震発生後にですね、各支所、本庁でも被災者再建の総合窓口というのを設置いたしました。その中で、ひまわり弁護士のほうにそういったご相談ということでお越しいただきましたので、そのときに数件相談があったようでございます。その後、阿蘇市にあります生活相談センター、このほうに10件足らずの相談があっていると聞いております。

○5番（園田浩文君） はい。それで、この二重ローンに関してですね、いろいろこの条件があるんですけども、一定の所得以下と明記がしてあって、その所得の内容について、課長わかるところは答弁お願いします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ご質問でございますけれども、この事業はですね、そもそも復興基金の中で熊本県が行う事業でございます。この申請の対象となるには3つ要件がございまして、ご質問の所得要件も一つ含まれているところでございます。参考までに三つともちよっとお話ししたいと思いますけれども、まず一つ目に、その申請を行おうとするものが県内に有する住宅が今回の熊本地震で被災し、その借入れ残債が500万円以上あること。二つ目に、その方が県内で再建しようとする住宅について300万円以上の借入れを行うことがあること。三つ目に、その申請者の世帯の中にですね、課税所得が780万円以上ある世帯員がないこと、この三つが対象要件でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 私のところに話を持ってこられた方も、この一定の所得制限で引っかかってですね、支援を受けられないというような話をちょっと聞いております。東日本大震災のときにも恐らく同じような案件があったと思うんですけども、何かこういう復興基金に似たようなほかの類似するような制度が何かありますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ご質問に東日本大震災の話が出ましたので、東日本の震災での

対応をちょっとお話しいたしますと、東日本のときにはですね、所得要件というのがございませんでした。二つ目に申しました、新たな借入額が、今回の場合は300万円以上ということなんですけれども、東日本のときには500万円以上ということになっておりました。二つ目のご質問ですね、新たなほかの制度がないかということでございますが、復興基金とかで対応するような事業が特にはございません。ただ、法的に二重ローン対策ということで、その借り入れている金融機関の同意が必要とはなるんですけれども、弁護士さんとかに相談をいたしまして、その債権に係るお金、例えば今出ています義援金でありますとか、見舞金、被災者再建支援金のほかに預貯金を500万円以上残して、できるだけ返済をいたして、金融機関の同意のもとに既存のローンについて減免する、免除するというようなことが法的にあるようでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 今聞いてすぐ理解できるような内容ではないんですけれども、こういった非常に困っている方がいらっしゃるということで、こういう二重ローンの対策としては、行政の窓口はもう福祉課のほうでよろしいということですか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 事務手続につきましては、相談から手続き等、熊本県がすべて行うわけでございますけれども、申請者の方は、当然市役所のほうに見えられると思います。ですので、その申請書をお渡しするときにですね、簡単な制度の説明を行って、そういった支援については務めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） こういう二重ローン対策あたりは、やはり守秘義務ですか、個人情報関係もありますので、なかなか行政のほうからは見つけにくいところがあると思います。申請、相談に来られる方もですね、そういうところはわかってこられるので、丁寧な対応のほうをお願いしたいと思います。課長、よろしいです。

続きまして、これも復興基金の中に、先ほど財政課長からもありましたように、地域コミュニティ施設の復旧支援事業というのが中に盛り込まれております。うちの近所にもですね、これは地域の行事なんですけど、おこもりだとか、ちょっとしたお祭りだとかですね、そういうところで、神社・仏閣でいろんなコミュニティ事業をやっているところがあるんですけれども、今度の震災でですね、本当にけんもほろろにみんなつぶれてしまっておるんですけれども、こういうところの復旧事業に、この復興基金を使う場合にどういった手続き等があるようになりますか。まだ、骨格なので大ざっぱなところしかわからないと思うんですけれども、概要でよろしいですので、説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、復興基金のメニューの一つでございます。補助の対象となりますのは、地震で被災をしました施設で、地域の住民の方々が長年利用してきて、維持管理をしているものということでございます。地域の祭事や行事などに使われるコミュニティ活動

に使用されるものということになります。それで、今後も活用が継続されるものであって、復旧を市町村長が認める施設ということになります。補助の対象施設としましては、おっしゃられましたとおり、お社や仏閣、お堂などが想定されます。補助につきましては、事業費の2分の1、上限が1,000万円ということになっております。それから、現在教育委員会のほうに既に数件の問い合わせがあつておまして、区長さんが代表になられておりますけれども、区長さんを窓口にいろいろ補助の申請に携わる手続き等の打ち合わせを行っております。必要などころについては、見積書等のお願いをしているという状況がございます。

今後、必要要綱を整備するとともにですね、市全体の被害件数あたりを把握しながら具体的な検討、審査を進めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） こういう神社・仏閣は、なかなか政教分離ということですね、税金の投入ができないところではございますけれども、早々と小さいほこらあたりに再建をされた地域も多数あると思いますが、先ほど、すみません、財政課長の答弁で、復旧が終わっていても何とかその基金を使えるような段取りにはなっているというような話もお聞きしますが、部長、神社・仏閣あたりも同じような要件ですか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 復旧が終わっている場合ということでございますが、これにつきましては、先ほど財政課長が申されましたとおり、県が提示している要綱では、熊本地震の前震が発生しました平成28年の4月14日遡及をして対処をするということになっておりますので、既に事業が完了していても補助対象になるということでございます。なお、県の立ち会いとかですね、証明する写真とか諸々必要な書類はあるかと思っておりますけれども、個別に県と協議をしながら対応していくということになるかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 当初、神社・仏閣等は、こういう補助金がないというような説明もあつていましたので、私もちょっとそういう神社・仏閣に関しては、政教分離の原則があるから地元でやらんといかんですよという説明をしていたところに、後からこういう復興基金あたりが出てきて、まだ周知がされてないところもあると思うんで、今後そこら辺の周知徹底をしっかりとやっていただきたいと思っております。いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） はい。ご指摘のとおり、相談があつているところはありますけれども、まだ周知ができてない部分等あるかと思っておりますので、今後、区長会あたりを通じてですね、広範囲に周知徹底をするように対応をしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 部長、対象のそういう物件というのは、大体阿蘇市に何件ぐらいありますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 物件の数については、なかなか把握しきれないところがござい

ます。各地域ごとにコミュニティの施設についてはいろいろありますので、まずはそういった被災を受けた部分の把握に、まずは努めたいと思います。数のほうについては、今のところ対象になる物件がどれだけかということについては、把握をいたしていません。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 同じようにですね、相談が来たときは窓口は教育委員会のほうになると思いますので、また丁寧な対応をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして阿蘇市の有形文化財の保護の管理についての質問に移らせていただきます。先ほどの質問とちょっと似ているんですけども、震災による被害の状況は把握できていますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 把握の状況でございますが、市の指定文化財の被害の把握につきましては、市が委嘱をいたしております市の文化財保護委員さん方の協力を得まして調査のほうを実施いたしております。その結果、被害を把握しておりますのは、今現在7件ということで把握のほうをしておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） これは今日の新聞なんですけども、こういう被災した古墳あたりの経過視察あたりを県でもやっているみたいですけど、その7件については市のほうでは何かこう視察とか、そういうところはやっていますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件でございますが、7件につきましては、当然市の文化財の担当のほうがございますもんですから、地元の文化財保護委員さんあたりと現地調査、それから関係者の方といろいろ協議をさせていただいております。軽微なものもありますので、今後の修復あたりをどうするか、今検討中で、補助の対象になる部分につきましてはですね、県のほうと調整をしながら対応をするということで予定のほうをいたしております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） この7件について、部長、被害金額にしたら、大体概算でどのくらいの被害が出ているかわかりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 現在、協議を進めておる最中ございまして、具体的な見積もり等の徴収がまだ済んでいない関係で、総額でいくらという金額の把握については、まだ現在のところできていない状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 阿蘇市でもですね、この震災の後に昔からの旧家みたいところが取り壊しになってですね、自宅にこういう文化財的なものがあるんですけども、この鑑定をどういうふうにしてもらうようなところがありますかというような問い合わせが先日八代のほうから来られた八代博物館の鳥津学芸委員さんのほうから、市長のほうも一緒に同席しておったんですけども、そちらのほうに鑑定を依頼されたというような話も聞いておりま

すが、阿蘇市のほうで例えばこういう事案ができたときにはどういった対応をされますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件でございますが、現在のところ、市の教育課のほうではそういったことに対する報告のほうはあっておりますけれども、そういった申し出がありましたら、教育委員会の担当のほうで、まずは現地調査をするという形で物件を見させていただいた上でですね、県のほうと協議をしながら対応していくということになるかと思えます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 市のほうでは、こういう学芸員さんというのは、今現在何名いらっしゃいますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 教育課のほうに3名おまして、いろいろ文化財関係で対応のほうをいたしております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 有形文化財のことはですね、これで質問のほうは終わらせていただきたいと思えます。

次に進みます。世界文化遺産の登録に向けてですね、今までも阿蘇市合併以来ずっと取り組みを続けてきておりますが、大体何年目ぐらいで、今、カテゴリー的にはどのあたりに位置されていますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件でございますが、平成21年からということでございますので、8年目になります。カテゴリーにつきましてはカテゴリーの1Aということで、対評価の位置にあります。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 部長、すみません、カテゴリーの1Aというのは、大体どの辺りになりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） すみません、私も詳細にはちょっとわかりかねないんですが、文化庁からの暫定リストに次ぐA1ということで、暫定リストの前の段階としては最上級というところに位置をいたします。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 部長、認定に向けて、登録に向けて、今後の見通しはどういう具合ですか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 今後の見通しということでございますが、今言いましたようにカテゴリーの1Aということで高い位置でございます。今現在の取り組みとしましては、様々な文化財の指定、それから追加の指定等を行っておるところでございます。構成資産あたり

の保護を含めた中ですね、米塚や草千里を天然記念物とか、豊後街道の国指定あたりの実現をいたしております。今後につきましては、阿蘇の文化的景観につきまして、重要文化的景観の申請ということで今年1月に申請を行っております。来年度には選定がされる見込みということでございますので、そういったところを受けまして、今後さらなる範囲の拡大、それから資産の拡大ということに着手をしていきたいという具合に考えております。

それから、そういったところを踏まえて、速やかな登録に向けた取り組みができるように県のほうと連携をしながら対応をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 今年度の平成29年度の予算も大体350万円ぐらい予算組みがしてありますが、現在の、今までの取り組みでですね、大体予算の執行はどのぐらいあっていますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 予算の執行状況でございますが、先ほど言いましたように、平成21年度からということになりまして、平成28年度までの8年間ですね、郡市全体の予算としまして1億2,430万円、そのうち阿蘇市の負担額としまして8年間で2,754万円を執行いたしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 文化遺産でも、今推進室は置いてありますけれども、やはりほかの部課と横の連携もしっかり取って、登録に向けてはタッグを組んでいかなければいけないかなと思っておりますが、そのあたりは部長、どうお考えですか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 当然、ご指摘のとおり、横の連携も取りながら、関係構成市町村もありますので、阿蘇郡市が一体となって広範囲の形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 世界ジオパークも平成26年の9月に認定をされていまして、少しでも阿蘇市の観光、いろんな面でプラスになるようにやっていた矢先の地震ではございましたけれども、阿蘇の創造的復興の中にはですね、やはりこういう世界文化遺産、こういうところの登録も気運を高める一つになるのではないかなと思っております。私も推進室にはなかなか足を運ぶ機会がなかったんですけど、ちょっと一般質問の中で、先日ちょっと推進室のほうにも足を運んでお話も聞いて、中にいろんなものも展示してありましたので見ておったんですけども、やはりですね、今からこういう登録に向けて、この阿蘇の今までの歴史や生活文化、農耕作業といったような歴史の認識も必要ですし、これからの阿蘇で育つ子どもたちにも阿蘇の大自然と共存をしてきた文化の継承というのは必要だと思っております。震災復旧の最中で時期尚早ではありますが、その学習の場を歴史資料館として旧役犬原小学校でありますとか、閉校した小学校などの利活用を視野に入れて、子どもたちへ残していくもの、これからの私たちの方でもあるのかなと思っております。先日、菊池市のほうの

歴史資料館にちょっと足を運んで、菊池市と山鹿市の博物館まで行ってみました。菊池のほうは、やはり昔の菊池一族の展示物が非常に多くあって、山鹿市の博物館は、やはりずっと山鹿市の今までの流れがしっかりと年表あたりに明記してあってですね、それに使ってきたいろんなものが展示してあって、非常にわかりやすいような博物館になっておりました。学芸員さんも阿蘇市には3名いらっしゃいますので、その学芸員さんたちもしっかりと力が発揮できるような場が必要かなと思っておりますが、博物館とまでは言いませんけれども、歴史資料館のような、私もコミュニティスクールの推進委員の一人でもありますし、子どもたちをやっぱり地元に戻すということは、地元のよさもしっかりと子どもたちにも伝えていかんといかんかなと思っておりますが、教育長、よろしいですか、答弁のほうを。お願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 歴史資料館についてのご質問でございますが、私も阿蘇に来てからですね、阿蘇には非常にたくさん発掘された土器等とともに、昔から使われてきました農具等がたくさんありまして、今、役犬原小学校の2階のほうに保管をしてあります。一部展示もしてありまして、ただ地震等で展示室がかなり傷んでおりまして、整理が必要ではないかと思っております。今現在ですね、小学校のほうで、その社会科とか、総合的な学習の時間等で一部そういうのを使った学習もしております、先ほど言いました、うちの学芸員が説明したり、学校に行ったり説明をしたりしております。やはり、このような阿蘇に現存する貴重な資料等を整理してまとめておくということは大事なことでお思いますので、役犬原小学校も含めてですね、閉校した学校がいくつかありますので、それ等も含めてきちんとした整理ができるように検討をしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 阿蘇市のそういういろんな文化財的なものは、熊本県中に相当散らばっているような話も聞いておりますので、そういうのを、また阿蘇市のほうに持ってきて展示をしてですね、そうやって子どもたちだちか、大人も学習する場には非常にいいところがあると思っておりますので、今後の検討課題としてですね、この復旧・復興、大変な最中ではございますけれども、閉校した後の学校の利活用も含めてですね、そういうところも考えていただきたいなと思っております。教育長、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 阿蘇市の子どもたちが自分たちの住む文化財等にやはり親しんで学ぶということは大事なことだと思いますので、資料等はたくさんありますので、その整理仕方を少し考えて、学芸員等と力を合わせてこれからしっかりと整理等に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 教育長、ありがとうございました。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。先ほどからずっと震災の話が出ておりますが、昨年暮れですね、査定関係も終わって、これからがいろんな復旧の事業に移るところだろうとは思いますが、市道の陥没でありますとか、今、通行止めになっている箇

所が内牧近辺にも多々あります。全体的なことを言うよりも、ここはどうですかという聞き方のほうがいいかなと思ひまして、陥没箇所については、内牧1区、新町近辺の大塚豆腐屋さん前の陥没箇所、それと狩尾1区の県道からもうちょっと東に入った、少し狭い町なんですけど、ここも通行止めになっております。それに、西小園橋ですね、新花原橋の北側の陥没箇所、それとて内田農場から少し東側に行ったところの陥没箇所があつております。何軒は、この宅地と隣接している道路なので、そちらの宅地あたりの調整も必要かと思ひますが、今後の対応についてはどういうふうになっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 失礼します。ただ今の園田議員のご質問にお答えさせていただきます。

公共土木施設災害の中でもですね、今回の地震災害というのは特有なものでございまして、特に道路につきましては、陥没がかなりあつております。それに伴ひまして、その地域周辺の災害というものもいろいろありますもんですから、これについてはですね、今から進めていく部分はかなりございます。今ご質問にございましたけれども、内牧の新町付近の道路の災害について、まずお話をしたいと思います。内牧地区の1区、新町、これは内牧幹線6号というものでございます。これにつきましては、被災前の高さに復旧していきたいと思つておるところでございますが、裏のほうには農業用水、それから公共施設でも下水道、農地、それから宅地の被害はあります。それから、黒川のあのパラペット、これは県の事業でございますけれども、その辺の復旧もあるということでございますので、その辺のそれぞれの事業を調整しながらここは進めていきたいと考えておりますので、4月以降の復旧になってまいります。

それから、はな阿蘇美の裏のほうですね、宮原川の堤防付近でございますけれども、ここにつきましても断層がそれにつらなつておりましたものですから、陥没をしております。ここにつきましては、原形復旧で進めていこうということでございまして、目指すところは来年度の夏場には復旧していきたいと思つております。

それから、狩尾につきましては、これは一番大きい陥没でございまして、西側には県道内牧停車場線、東側には、ただいま議員が申されましたとおり、甲賀無田2号線とという市道が通つております。この辺一体につきましては、特に裏のほうの市道についてはですね、今のところ通行止めをさせていただいているところでございます。工事の発注を済ませておりますが、被災前の高さに戻すという計画でここは考えております。この箇所につきましても、下水道、宅地の被害がございまして。そういうことで、ここについても基金事業とかも今ありますので、そういったところとの調整をしながら、4月以降、協議をしながら進めていこうと思つておるところでございます。

それから、もう一つの陥没地域でございますけれども、角萬の裏ですね、ここにつきましては、今、通行止めをしておりまして、市道名といたしましては宝泉浜川2号線というところでございます。大規模な陥没でございまして。道路、農業用水、それから下水道、宅地、これもこういったものが絡んでまいりますので、宅地前の高さに戻すか、またはちょっと道路

の高さを下げて復旧をするか、ここも地権者との協議を重ねていく部分でございますので、4月以降の協議を行いながらやっていくというところでございます。

それから、あと一つでございますけれども、西小園橋付近の北側、鍋釣線の陥没もござい  
ます。陥没というよりも、ここはどちらかといいますと沈下しているというような状態  
でございます。被災箇所には新花原橋という橋がございますけれども、こちらも被災して  
おります。こちらについてはですね、もう既に工事発注済みでございます。ですから、まず橋を  
復旧させた後に、その擦り付けを考えながら約70m程度鍋釣線の沈下部分を擦り付けてい  
こうという計画でございますので、ここは原型復旧に近い方法で復旧していこうと考  
えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。やがて12時になりますが、5番、園田浩文君の  
一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思います。それにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま時間いっぱいまで続行いたします。

園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 時間いっぱいまでやらせていただきます。

それがですね、先ほど部長が言われた新花原橋の修理が終わらないと、これは県の事業で  
すけれども、花原川の堤防に架かる戦場ヶ橋の工事にかかれなような状態になっていま  
すので、どうしても両方一度に工事されるとですね、鍋釣線に住んでいらっしゃる方たちの、  
例えば緊急の避難道路としてどっちか開いてないとですね、非常に不安があるというところ  
で、順序的には市のほうの橋梁の修理が終わって、県の橋のほうの工事にかかるというこ  
とですので、橋のその修理が今発注がされているようなんですけど、大体完了がいつごろに部  
長、なりますか。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） ただ今申されたとおりです。新花原橋を先にやっていかないと、  
戦場ヶ橋の工事ができないということは承知しております。現在、発注済の花原橋についま  
しては、早急に復旧していこうということでございますが通行はできますので、慎重に行っ  
ていくところであります。県工事の橋梁架け替えと重ならないようにするということが前提  
でございますので、県と調整しながらしっかりやってまいりたいと考えています。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） とにかく両方通行止めにならないように、しっかり市のほうと県の  
ほうと連携してですね、作業のほうは進めていってもらいたいなと思っております。部長に  
おかれましては、三十数年間、職に就かれまして、大変お疲れ様でございました。最後にこ  
うやって一般質問ができたことは、非常にうれしく思っております。また、お三方の部長も  
ですね、退職されるということで、大変お疲れ様でございました。

以上、園田の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺で留めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後1時から再開をいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午後の会議を開きます。

13番、五嶋義行君の一般質問を許します。

五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 午後1番で質問させていただきます。今回は、今回はというよりも、いつもいつも盛りだくさんの質問項目になりました。根が欲深なものですから、いろいろあれも聞こう、これも聞こうということですね、時間があるまで聞いて、余ったらまた次回に回したいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

まず最初の通告にありますように、阿蘇の観光についてということで、大ざっぱに通告しました。その中に、いくつか項目がありますが、項目ごとであったり、まとめであったという形で、前後しながら質問しますので、どうかよろしくお願いします。

まず、阿蘇山観光観光復興ビジョン策定会議についてということでお聞きしたいんですが、この会議のやり方というか、成り立ちというか、方法、それと出席者等々も含めて、説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今の質問にお答えします。

この会議は、ビジョン策定会議ですけれども、山上においては、皆さんご承知のとおり、道路の問題とか、風評被害で客足が激減しておりますし、各施設も非常に傷ついております。そういう中でございましたので、このたびの再建を一つの転機といたしまして、ぜひみんなで課題を共有して、次に繋ぐようなビジョンを考えていこうということで企画をしたものでございます。

参加者につきましては、山上関係者、牧野組合員さん、観光協会、国・県・市、有識者も含めており、約40人を超えるものになっております。具体的には、安全対策、これが大事でございましたので、安全対策を含めて、市場を見据えました観光ビジネス。それと、国立公園満喫プロジェクトで掲げてあります上質のサービス、これをどうやって提供していくか、そういったものを大きな柱に官民一体となって論議を進めてまいりました。現在、短期、中期、長期と三つに分けた提案が出されておりますので、今後はですね、この実現に向けて推進協議会を設立いたしまして進めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 過去3回の会議がなされておるようでございます。その会議にも、オブザーバーという形で我々議員も経済常任委員会、出席していますが、この会議は、何とい

いますか、どこが中心でやっておるのか。市の観光課が中心なのかどうか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 観光課が事務局で、そしてもちろん山上関係者の方たちが中心になりますので、実際の事業主体はですね、実際このプランを進めていくのは山上関係者になりますので、そういう人たちがメインになっていただき、事務局は私ども、観光課で行いました。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） このような会議、非常に、最初言われましたように、阿蘇山関係者にとっては非常にありがたいことだと思いますが、阿蘇はもっともっと多くの観光資源があります。一番の魅力は、この草原を配する雄大な景観ではなかろうかと思っております。それで、また、続けてその草原から入っていきまして、次の草原再生とか、野焼き、草原特区について質問をしていきたいと思っておりますが、阿蘇の宝の草原、草原の維持が非常に現在難しくなってきております。人の手を入れなければ成り立たない阿蘇の草原が農業の形態とか、従事者の高齢化とか、そしてまた昨年の地震で今まで野焼きがスムーズに行われたところができなくなった。先日、3月5日の日には野焼きがあったんですが、我が地元の狩尾牧野組合は、野焼きを一部取りやめて、下から見るとですね、その部分だけが山が焼けてなくて、何となくその気持ち的に寂しい気がいたします。何かここだけ春が来んのじゃなかろうかと、そんな思いがありますが、この野焼きについて、今年は危ないからということで止めましたが、来年以降はどういう見通しであるのか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 失礼します。野焼きの件でございます。野焼きは、火入れ会議も複数回開催いたしまして、地元の区長さん、原野の方々ともお話ししてまいりましたが、狩尾につきましては、地元の区長さん、牧野の方はですね、やっぱり非常に焼きたいという願いが強うございまして、ただ地域の中でどうしてもですね、ああいう激しい崩落箇所でございますので、最終的に万が一のことを心配されて断念されたと聞いております。焼きたいのは山々でございますが、平成29年度に掛けて、治山と砂防関係の事業があそこに入ると聞いておりますので、それを見ながらですね、野焼きについて方向性をまた探していきたいと考えております。ちょっと場所が広うございまして、関連しますのが保安林関係ですね、あの辺を含めて、何とか対応ができないかと。非常にこう以前から焼き込んだりいろいろした経緯がございますのでですね、その辺も含めて、保安林関係はちょっと時間がかかると思いますが、治山関係はある程度、県の事業でございますが、砂防もですね。その様子を見ながらどこまで対応できるか。それと、あとはもう地元の原野の方とご相談しながら進めていけたらなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 今回、野焼きのできなかった理由として、一つは防火帯に落石があって、その通行ができなかったと。それともう一つは、保安林の周辺の輪地切り、輪地焼き、

これが十分でなかったということとですね、もう一つ、私は大きな理由としては、どうしても火入れ責任者が区長さんになり、一人の人が責任を持たなきゃいけないようになってくると、どうしてもその区長さんは判断ができない、何かあったときの責任が大変だということだと思いますが、部長、どういうふうに考えますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 非常に野焼きのその辺のところですね、どなたかが火入れ責任者にならなければ実行できないという部分でやって、区長さんの場合は大体2年周期で変わりますし、農家の方も被農家の方も混在いたしますのでですね、その辺が難しいと思いますが、先ほどおっしゃいましたようにその野焼きをして、今の形を1,000年整えとるわけなんです、その辺は地元の牧野組合の方たちの積極的な介入とかですね、今のところずっと区長さんが火入れ責任者ということになっておりますので、いきなり変えるのは難しいと思いますが、その辺も地域の全体の合意でですね、その牧野組合長さんがやられるという方向もあるでしょうし、その区長さんでなからんといかんというところもありましようけどですね。基本は、野焼きを継続するためにはどうしたらいいかという話でですね、狩尾の場合は3地区ありますので、そこら辺で前向きな話ができたらなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） その野焼きの火入れ責任者について、少し協道に逸れたいと思いますが、あれは何年前だったか、静岡で野焼きがありまして、3人死亡事故が出ております。その火入れ責任者に対して、入り会い組合の組合長に対して禁固刑が出とるんですよ、判例として。それを知った人が、区長さんの側において、あんた、「絶対野焼きはしななんて、刑務所に行かなんごとなるばいて。」そやんことば言うてですね、ますます責任者になった人は、もうやりたがらない。2年ばかり先ずっと、次の人に任せられるからやらないということがあるので、何かですね、この責任者を区長さん一人にかぶせるんじゃなくて、何か方法がありはしませんか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） まず、野焼きの火入れ責任者になりたがらないというのは、まず野焼きそのものが以前と比べて非常に手がいる形になっていると思います。それは、保安林の絡みもありますし、周辺に焼かない牧野組合があるということですね。そういうことを考えますと、やっぱり今後人口減とか、高齢化を考えてみますと、いかに野焼きを簡単にするかと、要するに輪地切りの距離を短くするというのが、直線距離が長くなるというやつです。ですから、野焼き自体は1,000年も続けましたし、今後も続けていけないことを考えますとですね、阿蘇の野焼きを継続させるためには、いかにシンプルな野焼きにしていくか、以前は夜に焼いとったとお聞きしましたので、火元責任者の問題もありますけど、やっぱり阿蘇全体ですね、その保安林等の絡みを緩和してシンプル野焼きをしていかないと、いつまで経ってもこういう問題が長く審議していかなければいけないのではないかと。できましたらですね、どこかモデル地区とかをつくって、こういうのができるという、見せることができれば、それがより進むのではないかなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 私、これ以前から言っとることでありますが、野際の防火帯を等高線上にずっとつくって、一気に下から火を入ると。それも全員でならんで、ヨーイドンで入れると、みんなが火入れ責任者ですから、一人が責任を追わなくていいと、そういうこともありますし、今年、狩尾のほうの野焼きができない野焼きについては、何か自衛隊か何かを導入してやるような考えはあませんか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） まだ、自衛隊までは、今までちょっとやったこともないのであれなんですけど、幾分、何しろ議員がおっしゃいましたように、そういうこうシンプルな形の野焼きを今後模索していく必要があると思いますので、今後ともお知恵を貸していただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 少し急ぎます。

保安林の問題が常に問題なんですけど、これは草原特区がかかってもう3年ぐらい経ったと思います。草原特区は、3年ぐらいで一応計画を立てて、5年ぐらいでやるというような話でしたが、草原特区の進捗はどのようになっていますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。ただ今のご質問の草原特区のご質問でございます。1,000年の草原の継承と創造的価値を総合的というふうな名称でございます。平成25年に特区の指定申請を行いまして、平成29年度まで、来年度まででございますけれども、5年間の指定期間でございます。その間、これまで申請時におけます規制の特例措置、保安林の解除でありますとか、指定施行要件の変更、それから農振法でございますとか、これは草原を活用する側のほうでございます、農振法の問題。それから、旅行業法、これについては一部施行が認められておりますけれども、関係省庁と協議等を実施してまいりましたが、一部を除きまして結果といたしまして、本来、その地元牧野組合の方々をはじめですね、現に草原の維持、保全による多くの方々様が求めているような規制の特例、それから緩和の実現による問題解決などといった特区制度の十分なる効果を見いだせるまでには至っていないような状況でございます。今後、先ほど部長のほうからご説明がありましたとおり、いかに野焼きを、一つ例を挙げますと、野焼きをしやすい環境をいかにつくっていくかというのがもう大前提だと思います。しかもシンプルな形で、防火帯を阿蘇地域で約600km程度あるということでございますけれども、そういった曲がりくねった防火帯を、保安林の置き換えあたりも含めまして、直線化するといった部分も一つの例ではございますけれども、そういった規制の特例といったものを共有してまいりたいと思っております。いかに、今後、どのように維持保全し、草原をどう活用していくかというのが非常に大きな課題であるわけでございますけれども、そういった支障のあるような具体的な事例を抽出いたしまして、いわばモデル的なそういった改善策を逆に見せていくということで、オープンに見せていくという事例をいくつか設けまして、図ってもらいたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） もう課長が言わんとすることはよくわかりますし、またそのように絶対してほしいと。ただそのためには、平成25年から平成29年までの草原特区の期間ですか、これは延長が可能なんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 平成29年度までということでお答えいたしました。次の指定の区域ということで、平成30年からさらなる5年間の延長を現在、関係町村、それから牧野組合をはじめ関係者の方々と協議をやっているところでございます。そういった中で、先ほど申しましたように、モデル的な地域を設定しながらですね、次の、今回の震災の復興、それから満喫プロジェクトあたりも含めまして、次の指定期間のほうに優先的な提案をやっ  
てまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ぜひ、モデル地区には一番先に手を挙げますので、よろしくお願  
い  
します。

次の火口周辺の現状活用ということで通告しておりますが、先日、レベルが1になって、  
経済常任委員会、ヘルメットかぶって見にいってきました。見にいって、非常に爆発的噴火  
の凄まじさとかですね、それを実感した次第ですが、これこそ、まさに活火山の勢いだ  
と。これをそのまま売らない手はないとか、人に見せない手はないなど。本年度予算で  
あれの撤去の費用が、予算が立てられましたが、それをやる前にですね、今の火山が噴火し  
た直後のスタイルを、まさにその活火山、それが丸ごと阿蘇だという感じで皆に提供したら  
いかがでしょうかという質問です。映画のロケ隊とかそういうのを呼んで、今の状態が一番  
売りになるんじゃないかと思うのは、これは私だけでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ご質問にお答えします。

確かに議員がおっしゃるとおり、ジオパークとしても、これはありのままの姿を見せると、  
一つのこの噴火も地球の動きですのでですね、ありのままを見せるというのが醍醐味だと思  
っております。しかしですね、やっぱり復旧に必要な箇所はやっぱり噴石物の除去は必要で  
ございます。それと、危険なところですね、見学に、そういったところも除去は必要だと思  
っておりますので、今後もですね、防災協などしっかりと協議しながらですね、そういった、  
今ご意見の部分も踏まえて検討していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 行政としてはですね、なかなか、それはいいですね、やりましょ  
う  
かということとは言えないと思うんですよ。ただ、今、世に中すべてが、とにかく人のせいな  
んですね、何か起こった場合に、自分の身に何か起こった場合。自己責任というのがもう欠  
如しとると思うんですよ。だから、そういうことですよというのをちゃんと告知しといて、  
危ないかもしれないと、しかし、見たかったらどうぞという感じの部分もあっていいんじや  
ないかなと思います。課長、ありがとうございました。次の質問に代わります。

2番目の内牧の現状と将来ということで通告しておりますが、阿蘇が合併して12年、やはり正直、内牧から市役所がなくなったというか、そういう影響もあるかもしれません。やっぱり年々廃れていく姿がですね、そういう思いをずっと抱いております。そんな中であって、内牧の中を見て回るとですね、非常に素晴らしいところがあるんです。内牧中央公園とあそ☆ビバ、あの周辺。非常にきれいに整備されてですね、今までの面影がないぐらいきれいになっております。そこで質問ですが、あそ☆ビバの芝地ですね、芝地としてきれいに整備をされておりますが、大きい子どもたちが来てサッカーをしたりするんですね。そうしたときに、小さな子どもたちに対して危険が大きいから、その芝地の何か別な利用がないかという質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 阿蘇内牧ファミリーパークあそ☆ビバ、中央公園でございますけれども、議員おっしゃいますとおり、平成22年にオープンをいたしております。先週の全員協議会でもご説明をしましており、オープン年度は4万6,000人ほどの来場者があったわけでございますけれども、昨年、平成27年については3倍強の12万8,000人が来場されております。今年度につきましては、震災の影響によりまして46%の減となっております。これまでですね、指定管理者によりまして公園の管理でございますとか、遊具施設の日ごろからの十分な点検でございますとか、維持管理、補修を行っていただいているところでございます、本来の遊具でございますとか、そういった施設関係が本来持つ耐用年数以上の、いわば長寿命化が管理によって図られているのではないかと考えております。

ご質問でございますけれども、あそ☆ビバの目的といたしまして、未来を担う子どもたちの夢や希望を育み、健全な育成に寄与するとともに、家族のふれあい及び地域交流促進の場として重要な位置づけがなされております。そういった中で、地域観光でございますとか、内牧中心市街地の活性化の一助となって役割を果たしているところでございます。このことから、子どもさんからシニア世代の方々まで幅広い市民の方々や観光客の皆さん方が利用できるよう、本来の本施設の芝広場の利活用も含めまして、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） シニア世代までということですので、シニアの遊具とか、そういうものの設置は考えられないか。その場合に、コミュニティボンド、こういう活用もあるんじゃないかということで、コミュニティボンドについてのメリット、デメリット、その説明も含めてですね、お願いいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） コミュニティボンドのご質問でございます。こちらのほうは、いわば地方債でございます、正式名称は住民参加型市場公募地方債と言われてございます。また、業界ではキッズボンドと呼ばれているような地方債でございます、債権を発行いたしまして資金を調達する手法でございます。こちらのほうを活用するメリットといたしまして、住民参加型ということで、地域を限定いたしまして、地域内の個人でありま

すとか、法人さんがこういった活動に参加していただいて地方債を購入していただくということで、身近な地域の発展を実感できると、地域貢献でありますとか、自らそういった地域づくりに参加しているというふうな意識が持たれるということで、非常にメリット感がございます。一方、デメリットと申しましょうか、現在、超低金利時代でございますと、他の金融機関の商品でございますとか、他の起債を、低利の起債を活用してスピード感を持って整備したりでございますとか、そういった面で、現在、自治体間では非常に右肩下がり利用率ということで伺っております。いわゆる地方債でございますので、活用に向けては財政当局と十分調整しながら検討していきます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 私は、そのメリットの中で住民参加型、住民の行政参加意識の醸成というのが一番あると思うんですよ。一つの例として、こういう車に阿蘇の写真を貼って、やっぱり阿蘇の宣伝をすとか、阿蘇を忘れてほしくないとか、そういう思いがある。だから、住民が、要するに行政の活動に身近に参加するような方法もあっていいんじゃないかと思っておりますが、課長、これ見ました、見た、これ回しますので、住民の皆さんも見てください。これについて、ちょっとコメントがあれば、どうぞ。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ラッピングカーのモデル的な部分を紹介していただきましたけれども、先ほどのキッズボンド以外にですね、クラウドファンディングという、最近では別府市の別府ラクテンチを再開発するために湯〜園地というプロジェクトが出ておりますけれども、こういったクラウドファンディング、インターネットを介して資金を募集するという部分でございます。そういった施設等の、これについてはある程度地域を限定せずですね、ある程度知名度があれば、全国からお金が集まるという部分でございますので、そういった面も今後活用の部分を検討させていただきたいと思っています。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） とにかく、使えるものは何でも使う。まず、一番先に頭を使ってですね、そういう情報をいっぱい集めて、できるものはすべて使ってよりよい阿蘇市づくりをやるという結論でいきます。

次の質問に移りたいと思います。赤水温泉は、どなたでしょうか。赤水温泉についてですね、いつもいつも、ようこそ赤水温泉へという看板を目にしますと、赤水温泉はどうなったんかいねと。白雲山荘が一応赤水温泉の代表ですから、白雲山荘は平成27年度いっぱい何とかやるための補助金をもらったと思うんですよ。それが平成28年でも終わらんということになると、どういうふうになつるか、教えてください。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） お疲れ様です。

赤水温泉阿蘇白雲山荘の現状はということで、お答えさせていただきます。議員言われましたとおり、阿蘇白雲山荘は、耐震改修によります建て替え事業ということで、平成27年度から事業に入りまして、解体を行っております、平成28年4月末、昨年末には解体を終わ

って本体建設に着手し、今年の3月までに建て替え工事を完了し、4月から営業再開という予定で事業に入っておりました。ただご存知のように、4月の熊本地震により解体がもうほとんど終わっておりましたが、被災をいたしまして、敷地内にですね、無数の亀裂が入っております。同敷地内の別棟建物、あの温泉棟でありますとか、宴会場棟とか、そういう部分にもかなりの被災を受けているところです。加えて、解体工事もう終盤を迎えたところで、資材不足ですとか、機材不足で止まっております、本体工事着手前に敷地及び敷地内の建物も復旧しないと次に進めないという状況がございまして、現在事業自体は中断しているような状況でございます。

また、先ほども言いましたが、被災後は建設業の人材・資材が不足しております、本事業の平成28年度内完了は見込めない状況で、事業計画を再検討するという必要が生じました。鹿児島県の事業所のほうも大変そこあたりの意欲を持っていらっしゃいましたので、現在、ホテル全体の復旧・復興も含めて計画を再検討しまして、国・県と協議を行った結果、全体設計の承認申請をするということで、複数年度にわたり事業を実施する、事業を先延ばしにするということで可能になったというところでございます。現在、国・県からの全体設計承認も来ておまして、敷地及び別建物の復旧を行いつつ、平成30年度には本体建設工事に着工、平成31年4月には営業再開という全体工程を組み直しまして、それに向けて事業が進められているとか、準備に入っているというところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 遅れただけで、一応進行形は進行形ということですね。その認識でいいですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） はい。当初はですね、先ほど言いました平成27年度の時限措置ということで、本当はできないということだったんですが、国・県あたりとも協議を重ねました結果、地震の影響も加味していただきまして、先に延ばして事業をするということで決定して進めているところです。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 次の質問に移ります。的石の避難所の進捗についてということで通告しております。これは、旧尾ヶ石西部小学校跡地に的石・跡ヶ瀬地区のための避難所建設ということで、設計まではしたと思うんですが、その後はどうなっているのでしょうか。今現在、大正橋も渡れない状態で、もし次の災害が来たときが心配です。教えてください。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） お疲れ様です。今、議員がおっしゃいましたように、質問の中では的石の避難所についてということで質問をいただきました。しかしながら、私たちとしてはですね、的石・跡ヶ瀬両区を兼ねた防災拠点施設ということで計画をいたしました。平成27年度に設計を行いました。当然、地域の方々の意見も聞きながら進めてまいったところでありまして。ご存知のとおり、的石・跡ヶ瀬地区については、平成24年の豪雨災害のとき、非常に黒川が氾濫した、前方はですね。後ろのほうは、やっぱり山が迫っている、そういっ

たことで私たちも非常に危機感を抱いているところであります。昨年度、設計を終わりました、今後ですね、やっぱり財政的なものも当然絡んできますので、市としましてはですね、より有利な補助事業、より有利な起債等を活用しながら進めてまいりたい、そう考えております。まず、この施設、一番大事なのはもう危ない地域から出る、早めの避難を呼び掛けながらも、どうしても残られた方の最終的な居場所ということで、当然必要な施設とは認識をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 趣旨はよくわかりますので、その方向でよろしく願いいたします。

次に、高齢者運転の運転免許返納についてということでお聞きしておりますが、大変高齢者の方の交通事故が多くなってきております。交通事故は、被害者、加害者双方が被害者でありまして、年を取ってくると運転技術の低下もしてしまいます。ところで、その行政的に運転の高齢者とは大体何歳以上を高齢者というふうに呼んでいますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 通常、高齢者と言われたときにはですね、交通統計の中では65歳以上の方を高齢者と位置づけをいたしております。ただ、道路交通法あたりも改正になりまして、特に75歳以上の方が免許更新をするとき、そのときにちょっと講習を受けるとかですね、そういったものが出てきております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 75歳と聞いて安心しました。65歳なら、私ももう高齢者になります。

それで、阿蘇管内の75歳以上の交通事故は、昨年の統計で結構ですが、どれぐらいあったでしょう。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 統計的に、阿蘇警察署のほうでも75歳以上というよりも65歳以上を高齢者ということでされておりますので、その統計について説明をさせていただきたいと思います。平成27年、阿蘇市管内ですね、阿蘇警察署じゃなくて阿蘇市管内での交通事故発生件数106件ありまして、そのうちの29件が高齢者、65歳以上の方が第一当事者になっておられます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） データが示すように、高齢者の交通事故というのは多くなっておりますが、今、免許返納ということが全国的に言われております。阿蘇市は、その高齢者の方が免許返納したときにですね、阿蘇市として何らかの取り組みがありますか。ありましたら、教えてください。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ひとたび交通事故、大きな事故、死亡事故を起こしますとですね、やっぱり起こした方、被害者となった方、非常に悲しくなってきます。現在、阿蘇市としての特別な取り組みは行っておりません。しかし、その中で阿蘇警察署のほうに交通安全

教育推進協議会というのがあります。そこに交通安全の指導員さんもおられますので、地域の老人会あたりにどんどん出向いていただいでですね、高齢者の交通事故の現状でありますとか、加害者側のその後の悲惨な状況、できることならば、もうちょっと免許はどうか、そういった勸奨まで行っているところでもあります。ただ今ご意見がありました、全国的にも非常に問題になっておりまして、うちにもですね、年寄りが二人おりまして、非常に心配なときもあります。ただ、阿蘇地域に限って言えばですね、実生活として車がなければどこにも行けない、公共交通機関が都会みたいにいっぱい発達しとけばですね、積極的に行かれますけれども、なかなか行けない。そういった現状もありますし、これからの私たちの課題として預からさせていただきたいと思います。当然、総務課も関係してきますし、福祉課の事業もあるかもしれんし、ほけん課の事業もあると思いますし、当然、財政的なものも出てきますので、その辺はやっぱり今後高齢化社会に向けて、阿蘇市として交通事故対策をどうするか、そういったのは大きな課題とさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 本当に阿蘇は、広い地域でございます。公共交通機関、本当に少ないですので、よその地区にはタクシー券を配布したりですね、そういうこともあっているようでございます。そういうところを含めて、前向きな検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。外国人技能実習生についてということで通告しておりますが、今現在、日本の、特に農業関係はですね、農業労働者が少ない、本当に労働者不足で、いろんなところで外国人労働者、技能実施修正という形で、これは認められて入れておりますが、その実態、現状をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、報告します。農業の外国人技能実習生の受け入れについては、J A阿蘇が管理団体として受け入れを行っております。現在、阿蘇市では中国の方25名、カンボジアの方26名、計51名が21戸の農家に受け入れしているということで、主に施設園芸とキャベツ農家のほうで受け入れております。この受け入れについては、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の5省による1,991人に設立した公益財団法人国際研修協力機構というのを通じて行う必要があります。そういう形で、今現在、全国で農業については8,800名ほど入っています。その中で、熊本が820名、阿蘇が今現在51名、そういう状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） そのためにも、実習生のためにですね、雇い主というか、受け入れ側がどれぐらいの賃金を払うとか、費用が月当たりいくらぐらいかかるとか、わかりますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） まず、やりとりは、やっぱり例えば中国であれば中国の送り出し機関があります。そことJ Aが先ほどの協力機構を通じてやるわけですけど、基本的に、本人の給料はですね、あくまでも受け入れる農家が今の日本の最低賃金といいますかね、そ

ういうのを基準でされますけど、まずその前に研修中は中国の斡旋業者に月1万5,000円払う必要がございます。それから、JAに対しても3,000円を雇い主が払うという仕組みになっております。それから、要は研修を受け入れるためには、中国に行って面接を野党側も受けにゃいかんとですけど、そういう費用もかかりますが、受けない場合には農協さんのほうな3万円払って、代わりに受けていただくと、そういう仕組みで今やっているところです。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 金額的にはそんなに安い労働者ではないわけですね、そういうふうにしていろんな面で費用がかかる。要はですね、日本の若者が農業をやらなくなったからです。みんなが働かないから、そういう高い費用を掛けても外国から入れなければならなくなると。それと、もう一つ、ここの質問で止めますが、簡単に外国から労働者を入れよったら、今度は日本の農業の後継者が育たなくなるんですね。やっぱり、何かこの問題、手軽に外国人労働者に頼ってしておると、次の世代の日本の農業を担う人たちがいなくなりやせんかと思います。農政課長として複雑な質問しますが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） あくまでもこの仕組みはですね、人材育成と、お互いの協力、国際間の協力ということでございます。やっぱり雇う側は、どうしてもやっぱり日本の方を雇うことになれば、冠婚葬祭で一時期離れたりとか、いろんなやっぱり雇う側の気持ちがございましてですね、やはり安定した労働力ということであればということで今雇っておられる方もおりますので。ただ、基本は技術を習得するために来られる、それを受け入れる側も提供しながらということを基本にやっていますので、そういう趣旨の中で。あくまでも行政としては、新規就農を入れたりとか、そういう基本がございますので、そういうことでよろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） もう最後です。

今、課長とのやりとりでですね、わかります。そういう人材育成も含め、技能実習の形ですからね。よろしくをお願いします。最後の質問は、次のどなたかがやられると思いますので、任せて、次に移したいと思います。

これで終わります。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君の一般質問が終了しました。

続きまして、2番、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） お疲れさまです。2番議員、日本共産党、竹原祐一です。一般質問を始めるわけなんですけど、私の一般質問の通告内容で若干かぶっている部分がありますので、その辺はちょっと省略していきたいと考えております。どうか、よろしくをお願いします。

まず始めに、阿蘇いこいの村の件なんですけど、午前中、河崎議員、いこいの村の件について質問をしてもらったんですけど、その中で若干ちょっと抜けている部分についてお聞きしたいと、そのように考えます。

まちづくり課さんのほうから2月27日に再度通告書を送り、そして敷地全体、一体ですね、一体の原状回復、それから平成28年度の賃料の請求という形で通告を出したと。そういうことなんですけど、その敷地の全体といえ、あそこのいこいの村全体の敷地でしょうか。それとも、建物が建っている付近の範囲とか、その辺をちょっとお聞きます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございますけれども、敷地内、それとも、いこいの村敷地全体の復旧というご質問でございますでしょうか。ちょっと聞き取れなかったので、申し訳ございません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ですから、午前中に聞いた質問の回答では、一体の原状回復と、一体とはどの辺を指すのか、それをお聞きしているわけなんですけど。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 大変失礼いたしました。午前中、9番議員のほうでご質問がありましたとおり、賃貸借契約書上には、原状回復という条項はございません。従いまして、21条の甲乙協議の上、解決するという条項に基づきまして、敷地全体をそういった事案や、支障となるような事案がございますならば、そちらのほうで協議をしてみたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 阿蘇いこいの村の今の状況、見ました。昨年の降灰の影響ですね、敷地内も非常に降灰が溜まっている状況、そして建物はその降灰で汚れた状態ですね。その辺の現状復旧、そういう形も要求はできるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 環境面の復旧というご質問だと思います。火山噴火につきましては、昨年の10月でございますので、それ以前の合意解約の申し入れということでございます。従いまして、こちらのほうにつきましても、賃貸借契約書の第21条の協議によりまして、協議をしてみたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） いこいの村の契約解除は、私は昨年の9月という感覚でいてますけど、違うのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 合意解約の申し出日が平成28年9月5日でございますので、9月5日を合意解約日に設定をさせていただいております。あくまでも設定でございますので、仮に賃料の未払い分につきましても、先ほど申しました支障のある分の原状復旧等については、各々の状況に則って協議をしてみたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ということであればですね、降灰に関しては、借り主は全く関係ないという形ですね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 合意解約後の事案でございますので、そちらのほうも協議をしてみたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） そしたら、次の質問にちょっと移らせていただきますが、そのとき、基本的に合意解約しているということであればですね、賃貸契約は解約ですね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 賃貸借契約書のほうに賃料の支払いというふうな条項がございます。いわば9月5日付けを合意解約日ということで設定をさせていただきます。その間の当該年度、平成28年度分をお支払いしていただいた後にですね、正式に賃貸借契約の解除になろうかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 一般的には、その賃料をいただいたときは契約解除かなと思いますけれど、実際、その9月5日の時点でカギを返してもらってないでしょう。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） カギのご質問につきましても、午前中の9番議員のほうでご説明をさせていただいたところでございます。2月27日付けの催告書のほうにも、備品類の早急な撤去という部分も盛り込んでございます。そちらのほうが整い次第、そういったカギ類の返還といったものを申してみたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） そしたら、9月5日の時点で、再度確認しますが、まちづくり課の職員、一緒に賃借人と建物自体を点検というか、確認はされましたか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） こちらのほうは、9月5日以降でございますけれども、施設内外の確認、先方の法人の担当の方の立ち会い等を行いまして、確認をしております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） もちろん、そのときの記録なり、リストはつくってありますね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） はい。リストについては、作成しておりません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 作成をしてないということであれば、経年劣化という言葉がありますけれども、それは使用中の劣化ですね。しかし、基本的に破損部分、使用期間における責任ではなく、故意に破損をしたところ、そういう部分についてもですね、やっぱり確認をしていく必要があると思うんですよ。民間の賃貸契約の中でも、やっぱりその建物を明け渡す場合は、皆確認をしていくと、ここは経年劣化ですねと、そういう形でやっていくのが通常の、世間一般の賃貸契約ですね。実際、まちづくり課のほうもリストもないと、そういうことですね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 大変失礼いたしました。立ち会いの部分の内容ということで誤解をいたしまして、答弁をさせていただいたところです。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） そういうことで、次の質問に移りますけど、単なる備品ですね、営業再開に向けての備品、これはさっきの回答ではあるという回答をいただきましたね。そしたら、逆にその備品のリスト、ありますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） こちらのほうも午前中の9番議員のほうでご質問いただきました。所有権のほうが現管理者、先方のほうに移っている関係でですね、リストについていた先方の備品台帳なるものが存在するかと考えております。市のほうには、備品の台帳はございません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） すみません、ちょっと話が元に戻りますけれども、今のアグリスクエアさんにもともとあった、阿蘇いこいの村にあった備品、全部を売ったんですかね。全部を売却されたんでしょうかね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） こちらのご説明も十二分させていただいているつもりでございますが、25年の経営移譲の際にですね、旧財団法人から現先方の管理者でありますところで売買契約が成立をいたしてございます。元々市の備品ではございませんので、市の感知するところではございません。そういった中で、備品台帳はないという答弁をさせていただきました。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） わかりました。あまりにも私もちょっとあつけにとられまして、次の質問がなかなかできない状態なんですけど、質問自体をちょっと移らせていただきますけれど、解約合意後、建物の中に入り、確認はしたと。その後、まちづくり課のほうは、今年に入って建物内は確認をされていますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 今年に入りまして、建物内の確認と申しましょうか、別の要件によりまして現管理人とで建物内のほうに入ってございます。確認という目的ではございません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） わかりました。これ以上は、私も今の段階で質問をする意力を失いました。実際、私思うに、これ賃貸借契約ですね、通常の、それと一緒になんですよね。民間の賃貸契約と中身は一緒ですよね。その中で、家主さん、市民が家主さんであって、まちづくり課はあくまでも家主さんの代理という形ですよね。そしたら、普通に考えればですね、まちづくり課さんのほうは家主さんの立場に立つわけですよね。全体の動きを見とったら、

店子のほうの見方が多いんじゃないかと、そういうふうには感じます。そして、この契約自身も非常にずさんであり、いろいろと抜けていると。そして、双方において協議をしていくと、そういう内容になっていますので、やはり今後ともですね、阿蘇いこいの村の再建を考えていらっしゃると思いますけれど、契約についてもですね、やっぱり一般常識的な範囲で保証人を付けるとか、細部にわたりしていく必要があると思います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご意見を十分参考にしながらやっていきたいと思っております。今後の合意解約が成立した後の阿蘇いこいの村施設全体の利活用法につきましても、議員各位のほうからご提案等ございますなら、どしどしご提案をいただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） どうもありがとうございます。どんどん提案しますので、どうかよろしくお願ひします。

次に、先ほど五嶋議員のほうからも出ました、高齢者の運転、そしてまた生活支援についてご質問をいたします。皆さんもご存知のとおり、3月12日より道路交通法の改正により、75歳以上の高齢者、運転免許の更新のときに認知症があると診断されれば、免許証を返納すると、そういうふうには改正されました。特に中山間地に住む高齢者にとっては、大きな問題、また死活問題になると思ひます。現在、阿蘇市には乗り合いタクシー、公共交通があり、乗り合いタクシーの運行状況、そして利用状況をご質問します。お願ひします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

乗り合いタクシーにつきましては、最新のデータで54行政区を網羅するような形で今動いております。この前お話もいたしましたとおり、4月から、今、赤水から阿蘇駅への列車が動いておりませんので、それをつなぐ分をまた新たに運行を開始するというような状況です。平成27年度の利用者が約3,400人程度、これは年々増加をしている状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 乗り合いタクシーの利用者が増えているということは、非常にいいことであり、また対応の面積ですね、地域も増えていると、そういうことではありがとうございますという形でしか私は言えませんが、今、他の自治体の状況を調べてみましたら、熊本県では長洲町の金魚タクシー、それで佐賀市ではデマンドタクシー、それからお隣の宮崎県の椎葉村では70歳以上バスの無料、そして月4回のタクシーの無料券を発行、そういう形で高齢者の足の確保に努めています。この制度、阿蘇市におきましてできました乗り合いタクシーの制度、地域における高齢者の増加に伴い、安心して慣れ親しんだ地域で暮らすために、バス路線が廃止された地域で運用されていますが、先に述べました自治体の制度は自宅まで迎えに来て、自治体内の好きな場所に行くことができるという内容です。阿蘇市の乗り合いタクシーは、あくまでも内牧地域、それから宮地地域、そういうルートで行っているとありますが、そういう地域指定ではなく、好きな、自分が行きたいその場所に、

市内であればですよ、行くような段取りはできないでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 以前、お答えをさせていただいた件があると思うんですが、ドアツードアですね、自宅から乗って自宅までまた送っていただくというのは、現在ですね、基本的には停留所を設けておりますが、タクシー会社さんのご厚意により、そういうことをしていただいているところもあります。それと、今、議員が言われた免許証返納に対してのいろいろな、阿蘇市全域については、路線バスとの絡みもありますので、一概に、はい、そのようになりますと言えませんが、現在、昨年からの福祉的な部分、それと介護タクシーというのがございます。ほけん課が取り組んでおります。それと、財政課が持っております公共交通、そういう教育的な部分もありますが、そういう各々に分かれているのを一本化して、もう少し有効的にできないかというような会合をつくって協議を重ねているところです。ただ、この答えがいつ出るか、ちょっとわかりませんが、できるだけ市民の方が利用しやすい、せつかく導入するならば利用しやすい体制をつくって取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） はい、わかりました。高齢者の足の確保ということ考えた場合ですね、この制度の実施にはやっぱり充実して、高齢者が使いやすい、そういう制度を目指していただきたいと、そのように考えまして、今回の質問は終わります。

次の質問に移ります。ありがとうございました。

同じく、高齢者の生活支援の問題で、高齢者の仕事確保の場所として、阿蘇市シルバー人材センターについて質問をいたします。シルバー人材センターの現在の運営状況、売り上げとか人数とか、その辺をちょっとご説明願えませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） お疲れさまです。ただ今のご質問でございますけれども、阿蘇市のシルバー人材センターがございますが、このシルバー人材センターは平成26年度から一般社団法人化されております。今現在の運営状況でございますけれども、現在の登録会員数が72名、受注件数が今年度800件に届かない数字、775件、受注高は2,000万円を少し超えたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） このシルバー人材センター、これは今の高齢化社会の中では非常に重要な部分です。このシルバー人材センターは、地域のご高齢の方からの要望、それに応えて福祉活動の増進、そして活力ある地域づくりを目指し、そして高齢者の自立、自主、そして生きがい、それを目指す組織なんです。そして、今後ともですね、ますます重要になってくると思います。市として、このシルバー人材センターの位置づけをどのようにされていきますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ご質問のときに言われましたように、阿蘇市としても高齢者が働くことで、より健康に、生きがいとやりがいをもって、かつ対価を得る非常に優良な事業

だと思っております。ですので、現状ですね、仕事の需給調整を行う事務職員についての賃金を補助しているところでございます。平成 28 年度からは繁忙期を迎えるその半年の期間において、一人分、半年の賃金も併せて補助を行っておりますので、今後もこのシルバー人材センターが、より運営が大きくなって、会員も増えて、皆さんが喜んでいただけるように積極的に支援を行っていきたくと、そう考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今、積極的に支援をしたいと、そういうお言葉ですけど、実際、シルバー人材センター自身も今年目標を大きく掲げシルバー人材センターの充実を求めています。そして、この市としてシルバー人材センターを強化する手助けですね、具体的な問題として、例えば庁舎内の一角にシルバー人材センターの窓口を設けるとか、またセンターの仕事量を増やすために、公的施設の除草、それから掃除など、その辺の発注、そういうことはできませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 市としての望みとしてはですね、今のところ、その仕事の受給調整を行う方の賃金の補助ということで先ほど回答いたしましたけれども、ゆくゆくはですね、この事業を拡大することで、この需給調整を行う職員の方もシルバー人材センターの方に担っていただいて、その運用益が当然出ますものですから、この運用益をどんどん増やすことでですね、そういう会員の方も増やす、そういうことで育ってほしいと思っております。言われました、その仕事の斡旋等につきましては、当然こちらのほうからもそういった紹介はいたしますけれども、シルバー人材センターの方もですね、積極的に市のほうに出向いてですね、私たちの仕事はこういうことだと、そういうことでの働きかけをお願いしたいと思っております。実際に、そういうこともこちらからは伝えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） よくわかりました。このシルバー人材センターというのは、やっぱり高齢者の自立、そして生きがいをつくりだす非常に大事なものです。ですから、今後ともですね、市のほうもこのシルバー人材センター共々発展をさせていく、そういう形で臨んでいきたいと考えております。

そしたら、次の質問に移らせていただきます。次の質問で、児童生徒の医療費の完全無料化ということ、子どもが何かあった場合に、お金の心配なく医療を受けたいという保護者の切実な願いから、この医療費の完全無料化というのは出発したものです。子どもの貧困化の問題が大きな社会問題になっている中で、子育て世代、とりわけ貧困世帯に経済的理由による受診抑制が広がっています。児童生徒の医療費完全無料化については、日本共産党は毎年無料化の実施を求めています、そのお答えが医療費全体の抑制、そして病気予防政策の充実化、保護者の責務という答弁がいつも返ってきます。一昨年、全国保険医団体連合会が会員医療機関を対象に実施をした受診実態調査では、経済的理由で受信中断があったとの回答が医療診療所で 34.9%、歯科診療所で 51.7%にも上っています。また、経済的理由で治療、または検査、投薬を断ったとの回答も、診療所で 47%、そして歯科診療所で 35.3%という形

です。この調査からもわかるように、貧困と格差拡大の中で必要な受診ができない実態が明らかになっています。心身の発達期における子どもに経済的理由による診療抑制が発生することは、絶対あってはならないと私は思います。

市長にご質問をいたします。ぜひとも児童生徒の医療費完全無料化を早急に実施していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の失言について、まずちょっと考え方を訂正していただきたいなと思います。この子育て支援についての医療費の問題については、貧困世帯を救済するために導入するものではありません。当時の議会において、ちゃんとそれは説明をしておりますけれども、子育て支援策の一環として、この事業は当時出発をしたということでございますので、竹原議員が今言われるように、貧困世帯の救済のためということで導入されたものではないということ、再度きちっと認識をしていただきたいと思います。

そこで、そのような中において、児童の通院の場合は1,000円とか、入院の場合は2,000円とか、そういうことにさせていただいております。また乳幼児の医療費についても、阿蘇市は無料である年齢のところまではちゃんとやっております。それと同時に、子育て支援策として、第3子に至ってはちゃんとそれについての手当をしているということで、財源のできるだけ範囲内ではそういうことの一環でこの医療費のこともやっておりますし、当然これは親の責任としては最低限度は負担をしていただきたいということもあり、このような制度を今続けておるわけでありまして、何もかも無料というわけにはなかなかいけないし、それをやっちゃいますと、阿蘇市の財源、だんだん社会保障費、あるいは扶助費等が多くなってまいります。以前、熊日にもありました。県の災害対策についても、95%については災害の復旧として出てくるけれども、将来にわたる高齢者、その社会保障経費の負担において、財源が枯渇して大変なことになるだろう。阿蘇市もそのようなことで中期的にも、長期的にもよく考えながら財政というものは運営していくべきであると思うし、またそういう提案にはそこまで受け付けていくような、そういう状況でないということを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） よくわかりました。しかし、子ども医療費の窓口無料化、これには、国のほうも今までペナルティという形でありました。ここに対してのペナルティを社会保障審議会の中で、今年にペナルティの見直しという形が出てきました。また、全国知事会から廃止要望などありまして、2018年度から小学校入学前の未就学児に対する助成について、現物支給しても補助金は減額されない、そのような形になりました。本来、子どもたちの命と健康を守り、子育て世帯を応援するための、また地域格差をなくすためにも、国の制度として無料化を確立していく必要性があります。全国最下位の県の医療費無料化年齢、これをもっと引き上げるべきです。そのように思います。今後、市、県、国へとしっかり働きかけをしていきます。同時に、子どもたちの日々の成長を考えるならば、国・県の制度ができあがるのを待つわけにはいきません。国の制度上に自治体独自の助成制度をさらに発展、そして前進させていくことは、待ったなしの課題だと思います。1日も早く中学3年生までの医療

費完全無料化実現のため、引き続き私は頑張っていく決意です。

そして、次の質問に移ります。次の質問も、また子育て世代の大きな問題です。文部科学省は、経済的に苦しい世帯の新入生に支給している学用品の1人当たりの支給額をほぼ倍額に上げる方向で財務省と協議を始めました。生活保護世帯が直接の対象ですが、国が定める単価は、自治体が独自の財源で準要保護世帯に支給する就学援助金の事実上の目安となっており、文部省は自治体が同調することを狙っている。また、要保護世帯、支給額引き上げを朝日新聞では報道しています。この中で、就学援助金制度は、学校教育法に基づき、家計が苦しい小学校、中学生に対し、学用品、就学旅行費、給食費などの費用を支給する制度です。子どもの貧困が大きな社会問題となっている中で、子どもの教育を支える大きな役割を果たす制度だと私は思います。お金の心配をしないで学校に通える、そういうような環境整備を図ることは行政の責任だと思います。

質問をいたします。一つ目は、要保護世帯の支給額の引き上げに伴い、準要保護世帯の支給額、改善を行うのか。二点目は、制服、体操服など、入学に関わる費用は現在は入学後、6月、7月の支給です。しかし、保護者の負担軽減のためにも、入学前の支給に改善すべきだと提案をしたいと思います。

以上、お聞きします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、要保護世帯の、今回、新入学の児童生徒の学用品関係の支給基準が上がるということは次年度からということですが、要保護世帯につきましては国庫補助の2分の1という国の補助金がございますけれども、阿蘇市では平成29年度に1名が対象になるのではないかと考えております。それから、準要保護につきましては、これはもう平成17年度から補助金が廃止をされております。実質上、阿蘇市のほうで単独で実施をしているという状況でありますので、国の補助がない限りはですね、国と同様な基準を上げるということはまず難しいということがございます。そして、また準要保護の認定基準につきましては、毎年度阿蘇郡内の市町村の状況、それから県内の同規模の市町村の状況、それぞれ認定基準を定めておりますので、その情報を調査の上、教育委員会のほうで基準を定めております。そういうことで、補助金がなくなったということで、各市町村、全体的な見直しに取り組みされている状況でございますので、今後ともその中で基準を考えていきたいと思っております。

そういうことで、今回の新入学用品の引き上げについては困難な状況であるというのが1点でございます。

それと2番目に認定でございますけれども、入学をしてから手続きをしていただくことになっております。3月の時点で2年生から5年生まで、それから3月の時点で入学予定者の方々に保護者のほうに申請書を渡すわけですね。そして提出をしていただくのが4月になってから。それから、認定の審査、それから所得の源泉関係揃いますのが5月、6月でございますので、それから認定となりますと、事前に支給するというのはまず困難であります。審査をしてからということになりますので、どうしても6月前後ということで認定がスター

トしていく。それから、その後も随時申請が上がるような状況がございますので、その随時上がったところでまた認定をしていく。あるいは、転入、転出もそういうことで対応していきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 就学援助金制度の前倒しというのは、別に予算がいるわけでもないし、ただ収入認定の関係で困るということですがね。収入基準、認定というか、収入基準の関係で、申告が終わってからの、それで市民税の決定がでますよね。その決定額により、また就学援助金の支給額が変わってきますよね。ですから、その辺の関係で、実際、支給の前倒しができない、先に支給できないと、そういう理由でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、確かに所得の関係はですね、確定申告もございますし、前年度の所得ということで、源泉が来るタイミングがございます。それが早いところは1月でしょうけど、遅いところは3月、4月というところもありましょうし、この就学基準といいますのは、必ず阿蘇市内の学校に在籍していることが条件でございますので、4月1日以降、在籍しているというのを確認しないと、阿蘇市の生徒であるというのが立証できないので、そこは始業式後しか手続きが進まないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 実際、それはそうですがね。しかし、熊本市は今年からですね、前倒しをして支給をしているんですよ。やっぱり、進んだ地域のそういうやり方を、阿蘇市のほうも見習ってもらってですね、この予算的には別に増えるとか、そういう形じゃなくて、支給時期がずれるだけの話になりますので、ぜひともこれは実施をお願いしたいと。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 支給時期の実施についてでございますけれども、支給するにあたっては予算の可決が必要でございます。予算がないと実行はできませんので、当然3月の議会が終わりまして、議会の了承をいただいた上で、それからその年度の審査基準をきちっと決めまして、それから実行ということになりますので、前年度から支給する、例えば4月に転校するという場合は取消になるわけですね。教育課でも熊本市のほうの情報を調査しますが、就学前、4月前にお金を支給するというのがなかなか難しい状況があると思いますので、しっかり精査させていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 一回、熊本市の状態、きちっと精査をして、そしてぜひともですね、この阿蘇市においても就学援助金の前倒し、実現をお願いしたいと思います。

次の質問に移らさせていただきます。この自身の災害における一部損壊の世帯への支援をお願いしたいと、その問題については、議会の中で、今回が3回目になります。やっぱり阿蘇を取り巻く自治体においてはですね、南小国を除いて、今のところですね、各自治体で一部損壊世帯への義援金なり見舞金が支給されています。やはり、一部損壊で、それで県も一

昨年、100万円以上の修理がかかった場合、義援金を使い、そして支給を始めました。ところが100万円以下の修理がかかった一部損壊世帯には、何の補助金もないんです。やはり、それはおかしいと思います。被災は一部損壊も被災です。そして、やっぱり家の復旧なしには、震災の復旧・復興はないと思います。これは別に執行部には答弁は求めませんけれども、やっぱりその辺をじっくりと考えていただき、どうか一部損壊世帯にも何らかの義援金、そして市単独の補助金を支給していただきたいと、そのように考えます。

以上で、ちょっと時間のほうが迫りましたので、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君の一般質問が終了しました。ご本人が答弁を求めておられません。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。2時40分から再開いたします。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、高宮正行君の一般質問を許します。

高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 14番、高宮です。よろしくお申し上げます。

5点通告をいたしておりますけれども、ちょっと長くなるかもしれません。今回、市長選挙が行われまして、振り返ってみますと告示前からいろんな文書がロスされたり、市政・行政を批判する文書が流れとったということで、私も有権者の方から、その文書を見た人が財政状況を心配したり、交付税が減額になったこと、ほんなこつかというようなことまで言われたり、非常に私も困惑をいたしまして、これはぜひともやはりこの一般質問でこの文書の内容を検証しとかにやいかんだろうということで取り組ませていただきます。

まず、項目別にお伺いしますが、お伺いする前にですね、政治倫理条例をちょっと読み上げてみたいと思います。これは、第2条の3項、自らの行動を厳しく律し、品位と見識を養うこと。それから、4項、公正かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、市民の支持と信頼を培うこと。こういう文言が入っております。そういったことを私自身もかみしめながら選挙運動もやってきましたし、現実、やっております。そういうことを踏まえて、ちょっとお伺いいたします。

まず、1番、地方交付税が当初見込みから12億円減額についてということでも、これは阿蘇市議会市政報告という形で出ている文書です。市債償還時に7割程度は交付税補充があるといっても補充率は無確定です。現に本年度交付税12億円の減額、そしてなぜやらないふるさと納税制度、議員の提言に耳を貸さずという文書が出ております。これは、多分、12億円減というのは、12月議会での補正だろうと思います。この補正の内容についてですね、12

月の時点の補正の内容について、この12億円減という数字に対して、財政課長の答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今の質問にお答えします。

12月の補正予算において、11億6,000万円特別交付税を財源調整という形で減額いたしました。これはその当時、内容の説明もいたしましたが、元々災害廃棄物の処理、30数億円かかりますが、この分の半分が国庫補助、残りの半分の80%が特別交付税措置でございます。ただ、熊本地震においては、非常にごみの量が多いと。そして、熊本地震だけじゃなくて、日本国中災害が多いという形で、特別交付税はもう交付税の6%という額が決まっておりますので、いわゆる1兆円を日本全国で分けるとなったときに、熊本地震のほうで全部取られてしまうと、そういうことも一つの要因ですね。災害対策債という、いわゆる市債に変わりました。阿蘇市のほうとしては、年度間のあくまでも財源の変更という形で、特別交付税を11億6,000万円減額いたしまして、地方債を上げたわけです。その地方債も借金ではありませんが、95%の交付税措置があり、なおかつ残りの5%についても災害対策基金というのがございます。これは、財政力指数に応じて交付されます。この分だけはまだ額が決まっておりますが、私が日ごろから行っております、東日本大震災までの措置にはなりませんけれども、阪神淡路大震災よりも負担が少なくて済むような、今、国の制度で財政措置が行われている。あくまでも年度間の財政措置です。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 今、財政課長のほうから約12億円の内容が話されました。これは、当然12月議会で説明されていますよね、一言。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 内容説明はしております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） なぜ内容説明されたかと確認したのはですね、これある議員の市民の皆様へと書いた、多分市議会の議会報告だと思えます。この中に、問題は国からの交付税が年度当初の見込み額から12億円も減額されたこと。財政調整基金からの繰り入れを5億円温存したことによるものだというように断定的に書かれております。これについては、虚偽ということよろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 一概に虚偽というわけではないです。というのが、予算書上はですね、そういう措置になっておりますが、私が予算書を説明する中で、あくまでも年度間の財源調整という形で説明を行ってきております。だから、財政調整基金につきましても、3月の議会に上げているところで、あと1億3,000万円取り崩す予定になっております。ただし、これは最終的には取り崩さなくて済むかもしれませんという話を私はしております。それと同じですね。この起債についても、今12月末で38億円ぐらいの起債を上げております。ただ、これは最終的には、平成28年度に借りるのは、次年度の繰り越しもありますので、恐

らく 25 億円を切ると思います。それと、ちょっとすみませんね、災害のかさ上げがあつております、補助率の。さらに一段かさ上げがあつてですね、今、一段かさ上げする前の金額で補助金を上げていますので、さらに市の負担は減ります。市の負担が減るということは、起債もその分減って、一般財源も減るといふ形になりますので、あくまでも決算ベースで物事を判断していただければ、財政としては非常に助かります。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） わかりました。虚偽とまでは言えないということですね。しかしです、これは次の項目に入っていきますが、その 12 億円減額、なぜやらないふるさと納税制度という形でチラシに書いてあります。そして、議員の提言に耳貸さずと。その中でですね、またこの議会報告なるものを書いてあったと思いますけれども、私ならふるさと納税を積極的に活用しますが、阿蘇市は返礼品が違反だからといって取り組まないのですというような議会報告が載せられております。このチラシにあります 12 億円の減額、なぜやらないふるさと納税制度、議員の提言に耳貸さずという文言が入っておりますので、この議会報告に書いてあります、返礼品が違反だからということで取り組まないということを経緯があるかどうか、確認します。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 私も、その報告については確認をさせていただいております。その中に、阿蘇市は返礼品が違反になるからふるさと納税は取り組まない、今のお尋ねがありました、市として言ったかどうか、これにつきましては、私の認識としてはこういったことを市として公に発言したこと、これはないと判断しております。特に阿蘇市については、環境共生基金をふるさと納税の一つということで取り組んでおりますし、その返礼品についてもですね、10 万円以上の高額寄付者に対しては、赤牛のお肉のセット、また 10 万円以上の個人の方については、そのお肉のセットプラス阿蘇市の広報・宣伝ということで、純粋に阿蘇市を思い、送っていただいた方に対しての気持ちとしての返礼品ということでやっております。ですので、この記事については、ちょっと私たちとしては否定します。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） そういう、この議会報告に書いてあるような、阿蘇市は返礼品が違反だからといって取り組まない、そういった経緯はないということですね。言った経緯はないということで、これは、阿蘇市は環境共生基金として取り組んでおるということが私たちも説明受けていますし、ふるさと納税に代わる制度の環境共生基金がありますということは、きちっと説明を受けております。そういうことで、これは虚偽の文書ということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 虚偽の文書とはなるのではないかと、そういったご質問でありますけれども、うちはですね、環境共生基金というのを全面に出して、その下にそれらふるさと納税として取り組んでおります。そういったスタンスでおります。よその市町村はですね、ふるさと納税です、特産品を送りますからいろいろご寄付をお願いします、そういったこと

でやっている。非常に総務省のほうもですね、返礼品目的で物をやったり取ったりする傾向になっている。その辺についてはもう本来の趣旨を逸脱しているんじゃないか、そういったことでもありますので、虚偽の云々と言われるとですね、やっぱり受け取り方、解釈の仕方、ちょっと非常に微妙なところかなというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 虚偽という言葉は使われませんでしたけれども、少なくともこういう文言は発してないということで理解いたします。

次に、ひのくに会館の問題なんですが、これもちょっと文章を読みます。使用目的もないまま購入、これは自治法に抵触する疑いがあります。購入後は、ご存知のとおり、これも廃墟と化しています。一番問題なのは、これ使用目的のないままに購入をしたという指摘がされております、文章でいきますと。これは、あそこは県だったですかね、買うときに3,000万円、5年間は売買できないということであった。私が説明受けているのは、当時、東北の大震災があって、福島の避難住民のために何とかなればということで購入したんだと理解しておりますけれども、使用目的のないままに購入という文言に対して、説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ひのくに会館については、これまでもこの議会の中で度々ご質問をいただきました。まず、ひのくに会館、土地を4筆6,836㎡、また建物6棟3,365㎡ということで取得をいたしております。条例の中に、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのがあります。その条例に基づいてですね、5,000㎡以上の土地取得ということで、平成23年5月9日の臨時議会の中で、議案書もありますけれども、議員の皆様方に取得の伺いを立てております。その中で、説明としてですね、読み上げますと、議案第45号、財産の取得について。東日本大震災で罹災された被災者支援事業において、必要な財産を別紙のとおり取得するということで議案集にも出していただいておりますので、この議会の中でもですね、執行部としてはきちっと取得目的を説明した上で議決をいただいて、そしてその後、5月末に購入契約を行った、そう認識をしております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 議会で議決をして購入したということでもありますけれども、その採決のときの状況はどうだったんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 誠に申し訳ありませんが、私もまだそのときはここには座っておりませんでしたので、状況をと聞かれるとですね、また議事録を見せていただいて、こうでしたということをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） このひのくに会館の問題にしてもですね、使用目的もないままに購入と、これは地方自治法に抵触する疑いがありますという具合に断定的に書かれているわけです。しかし、これは議員の皆さんもご存知のとおり、そら買うときに議決もしていますし、説明も受けた。それを了承した上で議決をしているはずなんです。ですから、これについては、

書かれた方が知ったかどうかというのがありますが、非常に市民を惑わす文章であるというのうは、もう間違いないわけです。これは虚偽の文章であるということですね。そして、やはり一番問題なのは、先ほど田中議員のほうも財政課長に聞かれておりましたけれども、295 億円という起債残高、これについての数字が踊っている。それについては、非常にこう市民の方々も不安に思われて、何人もやはり私にも市政に対する批判がありました。そういう中ですけれども、やはり職員の方々、一生懸命阿蘇市を何とかしていきたいという思いで毎日毎日行政運営をされていると思います。そういう中で、こういう不確定というか、人を惑わす、先ほど政治倫理条例も読みましたけれども、やはり清廉な、そして公平な選挙活動をするというのが我々議員の使命だと思います。そういう中で、定かでない数字をぼんと出してきて、一般市民を不安に陥れる、これは非常によくないと思います。政策を批判するのはわかりますけれども、こういう平成 24 年の豪雨災害が起きて、そして地震が起きて、それで噴火が起きてという、これだけ災害が多発している中で、そら起債も増えていきます。そらもうしょうがないことです。これを何とかして、やはり財政当局は赤字にならんように特別交付税あたりも、そして災害対策の交付金あたりも増やしてもらおう努力をしていると思います。非常にこれを書かれた方々の心というのが、寂しいなと、阿蘇市を本当にどういう方向に持っていききたいなというのが全然見えてない。

そういう中で、今度は医療センターに入っていきますが、これも 137 万円の赤字、毎日 137 万円の赤字、阿蘇医療センターに年間 5 億円が繰り出されており、阿蘇市は経営改善の努力を放棄しております。建物つくって魂入れず、取り付け道路も未開通という書き方で批判がされてあります。そして、その下に深刻な医師の不足は承知のごとく、阿蘇市民の命を本当に救えるのか。病院の借金も 32 億円、累積赤字 5.6 億円、抜本的改革を急がねば、慢性的な赤字により、阿蘇市の財政を圧迫することになる。非常に危機感を持たれてこれ書いたんでしょう。この毎日 137 万円の赤字経営ということも、多分これは今までの累積と繰出金と稼働日数と、それで出した金額だと思いますけれども、この病院の経営について、放漫経営のような書き方がしてあります。それについて、お答えをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お疲れさまです。ただ今のご質問にお答えさせていただきますと思います。今のチラシといいますか、その表現につきましては、平成 27 年度の一般会計から繰り出していただいた繰出金がですね、合計額が約 5 億円でしたので、この金額を 365 日で、どうして割られたかわかりませんが、その割られた数字が 137 万円だと推察しております。繰出金につきましては、もう何回もこの議会の中でもご説明をさせていただきましたが、ちなみにこの平成 27 年度の繰出金も、その内訳とか根拠につきましては、約半分は公立病院として救急診療所、小児、感染症等ですね、そういった公立病院として担う不採算部門の政策医療分になります。それと病院建設に係る償還元金の 2 分の 1 は、自治体が負担していただくということで、地方交付税基準財政需要額への算入及び特別交付税として財源措置されている法定繰出金でございます。残りにつきましては、年度末の資金不足解消ということに充当させていただくため、経営補填として繰り入れをさせていただい

た繰入金でございましたが、その根拠はですね、これも議会の中でご説明をさせていただきましたが、平成 26 年、病院が地方公営企業法全部適用に移行する前に平成 25 年度末の累積欠損金でしたので、冒頭の毎日 137 万円の赤字経営というこの表現につきましては、繰出金の根拠が示されておりませんので、市民の皆様には誤解される表現ではないかと思えます。

また、病院としてはですね、本会議の中でもこれも申し上げましたが、年度末の資金不足というのが平成 26 年度 3 月末の資金不足が約 5 億円、平成 27 年度の 3 月末が 3 億円、平成 28 年度が、今年度末が 1 億円ということでですね、2 億円単位で減ってきております。ということで、一生懸命経営努力をしてきてところなんです、それがちょっと認めていただけなかったということで、本当に残念な表現であると思っております。ただ、今後はこのような誤解をされないように、早期の単年度黒字化を目指して、改めて職員一丸となりまして努力させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 年度末の資金不足額も 5 億円、3 億円、1 億円という具合に減ってきていると。経営努力もあったでしょうし、立野病院も地震であそこは閉鎖状態であるということで、患者さんも非常に多くなっている。そういうことで、赤字も少しずつ解消してきている。もちろん、この医師不足というのはもう前からわかっていますよね。この医師不足に対して、どういう努力がされているか、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 今のご質問なんです、当然、新しい常勤の先生を早く確保したいということで、甲斐院長をはじめ、関係者ですね、例えば熊大の医局にお願いに上がったとか、相当そういった努力をさせていただいております。願わくばですね、例えば来年度といたしまして 4 月から新しい先生をお迎えできるというような、そういったうれしい情報をお伝えできればよかったです、現在お勤めいただいている常勤の先生が辞めずにですね、確保をまずさせていただいたと。それとですね、特殊外来をはじめ、非常勤の先生であります、そういった非常勤の先生に来ていただく診療機会、それを増やして、少しでもですね、そういった市民の皆様方の付託に応えたいということで努力をさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 医師不足に関しては、地方病院の泣きどころなんです。一生懸命努力されているということで、これはもちろん努力をさせていただいて、何とか赤字から脱却をしていただきたいと思います。もうその努力は一生懸命していただいているということですので、今後、短期的にすぐ赤字解消とはならないと私たちも思っています。やはり医師の確保というのは非常に難しいというところがありますので、頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

5 番目について、お伺いします。災害の対応に疑問、生かされなかった 7.12 豪雨災害の教訓についてということで書かれております。チラシの中でどういうふうにかかれておられるかといいますと、災害の対応に疑問。防災無線、お知らせ端末は沈黙、熊本県との密な関係を築

けず、災害物資分配の不手際多発、市長入院時に職務代理者も置かず、指揮系統が乱れ、復旧の遅れ発生。そして、生かされなかった7.12豪雨災害の教訓と書いておりますけれども、防災無線、お知らせ端末は沈黙と書いてありますけれども、これは当然、全市停電でどうもならなかったわけですから。しかし、その中でタブレットだけは生きていましたね。タブレットに「知らせますケン」だったか、何かそういうのがありましたね。そこを教えてください。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） まず、地震発生以降ですけれども、情報が行き届かなかった、そういったことがあっております。停電を行いましたので、当然、お知らせ端末については使えません。ただ、防災行政無線については、屋外の個局、また家の中の個別受信機、電池が正しく入っておればですね、当然使えております。行政としても、私たちとしても、やっぱりこういった危機的な状況にある、情報を正しく、あらゆる手段で発する、そういったこともありましたので、お知らせ端末は使えませんでしたけれども、防災行政無線で発しておりますし、安心・安全メールあたりでも、うちは発しておりますので。できることを、あらゆる手段を使ってやっております。ただ言われました、「知らせますケン2」については、地震発生後の6月以降にお知らせ端末自体が我が家にはないととなかなか聞き取ることができない。じゃ、皆さん、スマホあたり持っておられますので、そこに情報が届くようにしよう、より確実なものにしよう、これも一つの熊本地震の反省を受けて、お知らせ端末の情報をスマホに届くようなシステムを6月以降に構築しております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 防災無線については、電池が生きとれば通信できてましたよということですね。その電池の交換あたりは、年度ごとに区長さんあたりとか、住民に周知をされて、電池はたまには見て入れ替えてくださいねとか、そういうのはやっていましたか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） どうしても一回入れてしまうと、皆さん忘れがちになられるというのがありますので、そこについてはまた今後私たちのほうも時期を見てですね、定期的に防災無線、電気が来ないときに防災無線は有効ですけれども、ただし電池をきちっと入れとかんとだめですよ。赤いランプがぼかぼかしますので、それで皆さん、何かということでは電話をいただいております。対応をしっかり進めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） その情報については、わかりました。

あと、熊本県の密な関係を築けず、災害物資分配の不手際多発ということで書かれておりますけれども、支援物資の各指定避難所と自主避難所がありますけれども、そういった避難所に対する災害支援物資の配送状況といいますか、そういうのは不手際がなかったのか、お答えください。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 不手際があった、なかった、どっちなんだという質問であります。

すが、それはあくまでもですね、被災された方々が判断すべきもの。私たちが、いや、やりましたというのはなかなか言えないと思いますが、私たちは私たちとして、やるべきこと、限られ条件の中でやるべきことをきちっと最大限やってきたつもりです。市長を筆頭に、各部長、課長、またインターネットで様々な職員見ておりますけれども、やっぱりそれはですね、思いを一つにして、10人には届かんでも、9人には何とかして届けよう。年配の方に優先に何とか届けよう、女性の方もおられる、どうかしよう、そういったことで配送は配送でやりましたし、手の届かない分は自衛隊さんもおられましたので、自衛隊さんのほうにもご協力をいただいた。支援物資の受け入れ、夜中の2時、3時に大型トラックがどんと来る。職員を起こして、さあ運べ、ここに置け、そういったことをくり返してですね、もう倒れる、倒れないの寸前で私たちはできることをやってきました。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 確かに災害が起きて、職員の方も被災者なんですね。そういう中で、やはり自分たちがやらなければいけないという責任感で一生懸命やられていると思います。確かに避難されている住民の方もそれぞれ、車の中に避難しておられる方もおる、指定は難所になってないところに避難しとったり、いろいろな状況がありました。これに対しては、一概に不手際があったということは言えないと思います。そもそも、災害が起きたらですね、やはり一番最初に、前もお話したと思いますけれども、自助・共助というのが、やっぱり自分で命を守る、そして地域で命を守るというのが原則です。そして、市役所が立ち上がって対応ができたしたら、そこで市役所の皆さんが住民と一緒にやっていくというのが基本原則ですね。それを今後十分進めていっていただきたいと思います。

その辺につきましては、以上で、あとはですね、市長が入院時に職務代理者も置かず、指揮系統が乱れ、復旧の遅れが発生したと書かれております。市長は、職務代理を置かなんように重傷だったですかね、重体だったんですかね。そのところをお答えいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 災害時においては、阿蘇市の市民の皆さん一人一人が、命がけでお互いを助け合いながら、そしてみんなかぶって、夜も寝ず頑張っておられました。そんなとき、私もその一員でありましたし、預かるものとして責任がある。だから、不眠不休の中でずっとやってきており、そこに夜になってくるとすごく寒くなってきますし、そんなことは横に置きながら、私も皆さん方と同じように命がけで対応してまいりましたけれども、結果的にはすごく体がだるくてしんどいからということもあり、医療センターに行って診断をしていただいた結果、肺炎であるということになりましたので、やむなく入院をいたしましたけれども、でも、そのときまた聞こえてきたのが、市長は熊本に逃げているとか、あるいは東京に帰ったとか、何かそんなことがやたらとやっぱりあったことも事実です。そういう噂が飛んでいる、そんな状態ではないのに、飛ばすほうがそれは間違いだと思いますし、すごく悲しいと思いました。医療センターは、みんなで作った大切なセンターでもありますし、そこによってこの対策本部まで毎日毎日電話をお互いにしながら、かついざ打ち合わせをし、

決済をしようと思っても、早く来れば5分で来れるようなところで私はやっておりましたし、できるだけ皆さんに迷惑を掛けちゃいかんということもあり、外出だけはやっぱりしてはいけませんよという医師の判断がありましたので、決してそれを面会謝絶とか、あるいは絶対安静とか、そんなことは一切ありませんでした。だから、皆さんと一緒にそういう立場で、命がけで対応にあたってきた。その結果、先ほど総務課長が申しあげましたように、私たちは私たちが一体となってこれを何とか乗り越えることができたということであると思っております。そういう実態の中で、それを知らずに、そういうのをあえて公に文字にされているということは、すごく残念に思いますし、果たしてそんな阿蘇市なのかという、また残念さが一段と今聞いてわき上がってまいりました。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） やっぱり一生懸命されたもんにとっては、非常にこういうことが書かれるというのは、残念でしょうがない、悲しいでしょうね。やっぱり、一生懸命やった思いというものを一部の人にわかってもらえないということは、非常に悲しいことです。しかし、それにもめげずにですね、今期、4期目当選されたわけですから、阿蘇市の復旧・復興に全力を注いでいただきたいというのが今回の選挙の結果だと思います。やはり、選挙において、市長サイドのほうは一切こういう怪文書は出されてなかった、怪文書及び文書類はですね。そして、後のほうで市民の方が言われたのは、批判ばかりじゃだめだと。やはり、未来を見て、阿蘇市をどうするんだということをやっぱり言ってほしかったなという声が上がってきていました。それが結果となったのだらうと思います。そういう中で、私たちがやはり政治家として、市町村の政治家として選挙運動をしていくわけですけども、自覚をせにゃいかんと、私たちも。行政の方たちも、やはり違うことを書かれとったときにはきちっと反論をしていくというやり方をしてもらわないと、市民が要らん不安を抱いてしまう。不安に対して、市長批判に変わってくるというのがありますので、住民の方たちが不安を抱かないような情報の公開の仕方、そして周知の仕方を、今後、考えていっていただきたい。自分たちの施策、やったことに自信を持ってですね、市民の方に出して行ってください。そうすることによって、市民の方、わっと信頼をしてくれます。

そういうことで、要らんことを言いましたけれども、一般質問を閉めさせていただきたいと思えます。以上です。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 先ほど配布しました質問に対する資料は、まだ不確定なところがありますので、回収をさせていただきます。机の上にすみませんが置いておいてください。

それでは、以上をもちまして、高宮正行君の一般質問が終了いたしました。

若干時間が残っているようでございますが、本日の一般質問はこのあたりで留めたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。それでは、本日の一般質問をこれで終了いたします。

以上で散会いたします。お疲れでございました。

午後 3 時 20 分 散会